

博 士 学 位 論 文

内 容 の 要 旨

お よ び

審 査 結 果 の 要 旨

第 14 号

2016 年 3 月

熊 本 学 園 大 学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、平成 28 年 3 月 23 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。

目 次

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏名	論文題目	頁
甲第 44 号	博（甲） 商 第 9 号	博士（商 学）	星田 幸太郎	無償譲渡等取引に係る「収益の額」の研究 —制度史における法人所得課税を端緒として—	1
甲第 45 号	博（甲） 商 第10号	博士（商 学）	宮崎 裕士	所得税法上の所得控除と必要経費の研究 —包括的所得概念下における所得構成要素を中心として—	13
甲第 46 号	博（甲）経済 第 8 号	博士（経済学）	野崎 竜太郎	経営者による保身行動と買収防衛の経済分析	27
甲第 47 号	博（甲）社会福祉 第 17 号	博士（社会福祉学）	二見 妙子	インクルーシブ教育運動の構造分析 ——1970 年代の大阪府豊中市における 原学級保障運動の分析と教育運動を活性化させる戦略の解明	35
甲第 48 号	博（甲）社会福祉 第 18 号	博士（社会福祉学）	井上 ゆかり	水俣病多発漁村における漁民・漁業被害の多重連環 —熊本県芦北町女島での社会学ならびに 医学的調査による実証研究	47
甲第 49 号	博（甲）社会福祉 第 19 号	博士（社会福祉学）	田 尻 雅美	胎児性・小児性水俣病の社会福祉的ケア の課題と将来への展望 ～被害の多様性を踏まえた分析～	52

氏 名 (本 籍)	星田 幸太郎 (熊本県)
学 位 の 種 類	博士 (商学)
学 位 記 番 号	博 (甲) 商 第 9 号
学位授与の日付	平成 28 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 20 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	無償譲渡等取引に係る「収益の額」の研究 — 制度史における法人所得課税を端緒として —
論 文 審 査 委 員	(主査) 熊本学園大学教授 末永 英男
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 池上 恭子
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 坂本 正
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 岩武 一郎

内容の要旨

法人税法 22 条 2 項は、「無償による資産の譲渡又は役務の提供」(以下、「無償譲渡等取引」という。)について規定している。これは、対価を伴わない「無償譲渡等取引」に係る収益も「益金の額」に算入され、法人税の課税標準である法人の所得の金額を構成する旨を定めているのである。しかしながら、法人税法上、どのような立法趣旨および根拠に依拠して、「無償譲渡等取引」からも「益金の額」に算入すべき収益が生じるのか、今以ってその統一的な見解が明らかにされていない。

周知のように、法人税法 22 条 2 項は、法人税法において、法人所得課税に関する大原則であるとともに最も基本的な規定である。このような規定に係る上記問題への理解は、わが国の法人所得課税を考える上で、極めて重要な意味を有すると解される。

そこで、本論文では、先行研究ではあまり詳細に考究されてこなかったわが国旧法人税法における法人所得課税に関する課税所得概念の変遷、そして、その変遷における「無償譲渡等取引」に係る課税上の取扱いを考察するとともに、そこでの論理を端緒としつつ、昭和 40 年以降の議論も交えながら、「無償譲渡等取引」に係る収益の発生事由の究明を試みた。

第 1 章では、明治 32 年から大正 2 年の税制改正までのわが国法人所得課税が依拠する課税所得概念を制度史の視点から検討した。明治 32 年にわが国では、はじめて法人に所得課税を課すようになったが、当時は独立の法人税を設けることなく、所得税中の第一種の所得としていた。明治 32 年所得税法における課税所得計算に関する規定は極めて簡素であり、

網羅的・完結的なものではなかった。そのため、実際の法人の課税所得計算はその対象が商法上の会社が大部分であったことから、商法上の会社、特に株式会社の商法上の損益計算、すなわち財産法による純資産の増加を利益とする規定に大きく依存していた。法人の課税所得は、時価評価を要求した商法の利益の概念を基礎としつつ、その期間損益決定の原則として法的債権・債務の確定を基準とする権利確定主義を採用し、「総益金（収入および収入すべき権利（債権）の価額と財産評価益）」から「総損金（経費としての支出および支払うべき義務（債務）の価額と財産評価損）」を控除して算定されていたのである。かかる課税所得概念は、「一定期間におけるあらゆる純資産の増加」を「所得」と観念する「純資産増加説」であった。また、所有資産の評価益も法人の課税所得として課税されていることから、権利確定主義は、損益の年度帰属として、あくまで原則的なものであったと理解された。その後、大正 2 年に所得税法の改正が行われたものの、上記と同様であった。

第 2 章では、第 1 章と同様に制度史の視点から、大正中期から昭和 25 年のシャウプ勧告までの法人所得課税における課税所得概念の変遷を考察した。所有資産の評価益に対しては、大正中期頃になると資産の値上がり益の事実があり、かつ、法人が任意計上によりその資産の帳簿価額を引き上げた評価益の事実（評価換え＝取引）があると認められる場合に限り、当該任意計上額は従来通り課税するという方式に改められた。これは、この当時においても所有資産の評価益は、当然に純資産増加説に基づく「所得」と観念されていたのであるが、所有資産の評価の困難性といった税務行政における実行可能性、そして、所有資産の評価における取得原価主義および原価（費用）配分に基づく減価償却制度導入に伴う等の影響によるものと考えられ、法人の課税所得計算において、取得原価主義の考え方が従来に比して影響を増したことを示唆していると考えられた。

その後、わが国では、昭和 15 年に第一種所得税および法人資本税が統合され、「法人税」が創設されたが、ここでも損益の年度帰属は権利確定主義に依拠しつつ、その課税所得は、純資産増加に因る利益をその課税対象とし、純資産増加説に基づいていた。

昭和 25 年にシャウプ勧告に基づく税制の全面的改革が施され、わが国法人税法もその一環として大改正されるに至った。その際、法人税法に会計的な規制を数多く採り入れたのであるが、従来通り、その課税所得概念としては、純資産増加説に依拠し、損益の年度帰属の基準としては、原則として、権利確定主義を採用していた。

「無償譲渡等取引」について、当時も含めそれ以前の法人課税所得算定上の取扱いは定かではなく、また、低額譲渡についても、昭和 27 年以前のことは明らかにすることができなかった。しかし、昭和 27 年頃には、低額譲渡がなされた場合、それに対する特段の規定が存しないにもかかわらず、譲渡価額とその時価との差額は利益と観念し、課税すると解され

ていた。このことから、その法的根拠は、旧法人税法第9条第1項に存すると考えられ、同項における総益金ないし益金の解釈でもって、譲渡価額とその時価との差額も所得とし、法人税を課していたと解された。また、低額譲渡に係る益金ないし収益の年度帰属は、その益金ないし収益が収入すべき債権を伴わないことから、所有資産の評価益と同様に、権利確定主義に依拠するものではないと考えられた。

第3章では、第1章および第2章と同様の視座から、現行法人税法における課税所得概念は、原則としていかなる法理および論理に依拠しているのかという問題を検討した。昭和40年に旧法人税法の全文改正が施され、「租税法律主義の徹底」、「法文の平明化」および「規定の明確化」をその大きな支柱として、現行法人税法は創設された。法人税法22条は、法人の課税所得計算について、網羅的・完結的に把握できるように構築されておらず、同条の「益金の額」を同法のみで算出することはできなかった。実際、旧法における「(総) 益金」の算定が、専ら旧商法ないし商慣習に依拠して行われていたことを勘案すると、現行法人税法の「益金の額」を構成する「収益の額」の算定は、その用語が会計上のものである以上は、原則として、わが国の企業会計原則を内包する企業会計や適正なる会計慣行を斟酌すべきものであり、したがって、課税所得概念である純資産増加説および損益の年度帰属の基準である権利確定主義を基調として、企業会計の影響を強く受けたものへと変遷を遂げたと解された。

所有資産の評価換えによる評価益については、法人税法22条2項における「その他の取引」に属し、当該評価益も同項における収益となって、益金の額に算入されるのであるが、法人税法25条の「別段の定め」により、法人税法体系の観点から、原則として益金へ算入しないこととなった。

「無償譲渡等取引」については、昭和30年代においても、特にそれに対する課税についての明文規定が存していたわけではなく、その法的根拠は旧法第9条第1項にあり、同項の解釈をもって、その相当の対価、つまり、贈与した時の時価を総益金ないし益金と観念していたと解された。この課税状況を受けて、上記「租税法律主義の徹底」等の下、昭和40年法人税法全文改正では、法人税法22条2項における取引の例示の1つとして法文化し、従来に比して、「無償譲渡等取引」への課税を明確にしたと考えられた。一方、「低額取引」について、法人税法22条2項は、その文言上、何ら言及するところがない。しかし、昭和40年以前の旧法人税法において、低額取引への課税は、旧法第9条第1項をその法的根拠として、資産の譲渡ないし役務の提供の対価の額のほか、当該対価の価額と当該資産の譲渡ないし役務の提供の時における時価との差額に相当する金額も総益金ないし益金と観念されてきた。法人税法22条2項の趣旨が旧法第9条第1項の明確化であって、これにより従来の法人税法の所得計算の変更を意図したものではないという事実を斟酌すると、旧法第9条第1項と

同様の課税が法人税法 22 条 2 項においてなされると解された。

第 4 章では、昭和 42 年に新たに設けられた法人税法 22 条 4 項の立法趣旨やその意義を交えながら、「無償譲渡等取引」との関係性を検討した。法人税法 22 条 4 項における「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（以下、「公正処理基準」という。）は、法人税法のみならず、企業会計等においても等しくその目標とするところの企業利益を算定するための原則、すなわち、継続企業の立場を前提とし、発生主義の原則および費用収益対応の原則をその大きな支柱として内包する社会通念としてあるべき会計原則における収益（益金）ないし費用（損金）に係る年度帰属の会計処理方法であると解された。旧法第 9 条第 1 項においても課税所得は、その収益（益金）ないし費用（損金）であるか否かの性質に関しては、純資産増加説に依拠し、その計算は企業会計等そのものに基づいておらず、社会通念としてあるべき会計原則に基づいて算出されていた。そして、法人税法 22 条 2 項が、従来からの法人の所得計算の原則を踏襲することを考えるに、当該規定は、確認的規定であると考えられた。

また、法人税法においては、企業会計等に比し、社会通念としてあるべき会計原則に基づく会計処理方法に関してより精緻化されている部面もみられた。このことから、法人税法には企業会計等では未だ理論的に明確にされていない社会通念としてあるべき会計原則に基づく会計処理方法も含まれ、それらも企業の会計慣行と観念されると解された。その会計処理方法ないし会計慣行の一例こそが、「無償譲渡等取引」に係る会計処理であると考えられた。

そして、「無償譲渡等取引」に係る会計処理が、社会通念としてあるべき会計原則に依拠する会計処理方法であることから、その年度帰属の会計処理方法は公正処理基準に基づく会計方法であると解された。したがって、法人税法 22 条 4 項の公正処理基準は、「無償譲渡等取引」にも当然に及ぶと論結した。

第 5 章では、「無償譲渡」に係る収益の発生事由に言及した旧・現行法人法における判例およびそれらに関連する学説を考察した。昭和 40 年全文改正以降の判決であったが、旧法下で争われた事案であった相互タクシー事件の最高裁および第二次まからずや事件の控訴審判決は、無償譲渡に係る収益の発生事由は、「法的基準説」も同様に示すように、所有資産において既に発生し存在している実体的利益である値上がり益（未実現のキャピタル・ゲイン）が、当該資産の譲渡を契機に客観的、かつ確定的となって顕在化し、当該値上がり益に清算課税するという「清算課税説（キャピタル・ゲイン課税説）」に依拠していた。

しかしながら、現行法人税法下で争われた南西通商株式会社事件における第 1 審判決は、清算課税説とは異なり、法人税法 22 条 2 項を正常な対価で取引を行った者との間の負担の公平を維持するために、「無償譲渡等取引」からも収益が生ずることを擬制した一種のみなし規定であり、創設的規定であるとする「適正所得算出説」の考え方に基づいていた。他方、

当該事件の最高裁判示は、「清算課税説」の理論に依拠する相互タクシー会社の最高裁の判旨を基本的には踏襲しつつも、「適正所得算出説」の論理も「収益の擬制」という文言を直接用いていないが援用していた。

第6章では、無償譲渡と同様に、「無償による役務の提供」である「無利息貸付け」の旧・現行法人法における判例および学説を研究した。旧法人税法下で争われた京都証券取引所事件の第1審判決および現行法人税法下での係争事件である清水惣事件の控訴審判決においては、貸主から借主への通常の利息相当額の経済的利益の移転をもって、当該収益の発生事由としており、無償譲渡の場合にも適用できる「同一価値移転説」の論理に大きな影響を与えたと解された。清水惣事件の控訴審判決では、上記に加え、その収益の発生事由について、「無償譲渡等取引」は実質的にみた場合、有償で得た対価を無償で給付したのと同様であることから、そこには担税力があると説示している。このことから、当該判決は、「有償取引同視説（二段階説）」の論理も踏襲しているものと解された。さらに、清水惣事件の控訴審判決は、「特段の合理的理由」による贈与事実への反証によって、課税を免れ得ることから、「法的基準説」における収益発生事由との共通性もあると考えられた。その一方で、当該判決は、寄附金規定が適用される場合に限り、「無償譲渡等取引」に係る収益を認識する「寄附金規定主導説」の課税理論の基礎を与えたと考えられた。

モタエグループ法人事件の控訴審は、上記南西通商株式会社事件の最高裁判決とほぼ同旨であり、その収益の発生事由として、「収益の擬制」という文言を避けてはいるものの、「適正所得算出説」における収益発生事由と酷似しており、その論理を一部援用したものと解された。

このように、「無償譲渡等取引」に係る収益の発生事由に関する判例および学説の見解は、必ずしも一貫性があるものではなく、所得概念とは関係性を有しない見解も散見され、多種多様性を呈するものであることが理解された。

そこで第7章では、今一度、わが国法人税法の課税所得算定の基底に存在する所得概念である純資産増加説の意義に立ち返り、わが国法人税法との関係性を交えながら、「無償譲渡等取引」に係る収益の発生事由の解明を試みた。

所得把握をフローとストックの関係でみると、そこには2形態の純資産増加説が存在した。その1つは、個別経済内における財貨の流入および財貨の流出というフロー概念の全体から実体財の裏付けのある実現した「純資産の増加」のみを所得と観念する「期間的純資産増加説」である。そして、もう1つは、2時点間の比較というストックの概念から「実現」を所得の要件とせず、実現した「純資産の増加」のみならず、実体財の裏付けのない「純資産の増加」をも所得と観念する「時点的純資産増加説」であった。

わが国法人税法の課税所得の計算構造は、昭和 40 年以前は「時点的純資産増加説」の割合が濃かったが、次第に「期間的純資産増加説」のアプローチによる「純資産の増加」を把握する傾向が強まり、昭和 40 年の大改正においては、従来に比し、より「期間的純資産増加説」による「財貨運動の結果」としての実体財の裏付けを伴う実現した「純資産の増加」を原則として「収益の額」に算入するという課税方式の傾向が見受けられた。しかし、これは、あくまで原則であり、法人税法上すべての取引がこの範疇にあるのではなく、法人税法 22 条 2 項は、従来から行われてきた所得計算の原則に基づくものであることから、実体財の裏付けのない未実現の時点的純資産の増加を全く収益として認識しないものではないと考えられた。

資産の無償譲渡の場合、所有資産において、既に発生している所有期間中の未計上の評価益である含み益は、「時点的純資産増加説」による実体財（現金ないし貨幣性資産）の裏付けのない未実現の「純資産の増加」であり、譲渡（社外流出）の際に、その「純資産の増加」の把握と時価相当額という評価（測定）が容易となり、法人税法 22 条 2 項を根拠とする課税権の行使および課税（税負担）の公平の観点から、包括的な意味での実現した「純資産の増加」と観念される。そして、その時点で当該「時点的純資産の増加」は、同条項にいう「収益の額」であると観念されると解された。

一方、役務の無償提供である無利息貸付けの場合は、無利息貸付取引以外の取引によって相手方に経済的利益を与えることに代えて、ことさらに無利息貸付取引という形をとることで実質的に本来得べきであった利益（利息相当額）を得ないで、これを相手方に贈与し、その利息相当額を得せしめた事情が存すると認められる場合に限り、当該得べかりし利益、すなわち経済的利益の発生が認められ、当該利益は実体財（現金ないし貨幣性資産）の裏付けのない未実現の「時点的純資産の増加（経済的価値の増加）」と観念された。そして、その貸付時に、当該「時点的純資産の増加（経済的価値の増加）」が客観的に把握および評価（測定）可能となり、法人税法 22 条 2 項を典拠とする課税権の行使および課税（税負担）の公平の観点から、包括的な意味での実現した「時点的純資産の増加（経済的価値の増加）」と観念される。そして、当該「時点的純資産の増加（経済的価値の増加）」が、同条項にいう「収益の額」に計上されると解された。

これらのことから、法人税法 22 条 2 項における「無償譲渡等取引」に係る収益の発生事由は、「収益の擬制」や「寄附金規定による収益」等ではないと考えられた。「無償譲渡等取引」に係る収益の発生事由は、同条項を課税権の行使の法的な根拠とし、課税（税負担）の公平に基づき、客観的に捕捉および評価（測定）ができる時点で認識される「時点的純資産増加説」による実体財（現金ないし貨幣性資産）の裏付けのない包括的な意味での実現した

「純資産の増加（経済的価値の増加）」であるとの結論に帰結した。

審査結果の要旨

（論文の主題）

本論文の主題は、本論文では、法人税法 22 条 2 項における「無償による資産の譲渡又は役務の提供」（以下、「無償譲渡等取引」という）に係る「収益の額」ないし収益の発生事由の解明である。無償譲渡等取引に関しては、先行研究による学説が多数あるが、これに迎合する事なく、制度史を踏まえての資料に基づく実証研究を行って、租税法主義と公平性の原則による自説を構築しようと試みている。

（論文の概要）

本論文では、「無償譲渡等取引」に係る収益の発生事由を明らかにするために、制度史の視点から、わが国法人所得課税における課税所得概念の変遷、判例および学説、そしてわが国法人税法が依拠する所得概念である純資産増加説の意義等について考究し、その究明を試みている。

第 1 章では明治 32 年から大正 2 年の税制改正までのわが国法人所得課税が依拠する課税所得概念を制度史の視点から検討している。明治 32 年所得税法における課税所得計算に関する規定は極めて簡素であり、網羅的・完結的なものではなかった。そのため、実際の法人の課税所得計算はその対象が商法上の会社が大部分であったことから、商法上の会社、特に株式会社の商法上の損益計算、すなわち財産法による純資産の増加を利益とする規定に大きく依存していたため、法人の課税所得は、時価評価を要求した商法の利益の概念を基礎としつつ、その期間損益決定の原則として法的債権・債務の確定を基準とする権利確定主義を採用し、「総益金（収入および収入すべき権利（債権）の価額と財産評価益）」から「総損金（経費としての支出および支払うべき義務（債務）の価額と財産評価損）」を控除して算定されていたのであったと指摘する。かかる課税所得概念は、「純資産増加説」であり、一時的・偶発的・恩恵的利得をも利得者の担税力を増加させるものと観念し、広くその課税の対象に包含することから、課税の公平に合致する所得概念であると解されるから、所有資産の評価益も法人課税所得に包含されて、結局、権利確定主義は、損益の年度帰属として、あくまで原則的なものであったと理解したいとする。

第 2 章では、大正中期から昭和 25 年のシャープ勧告までの法人所得課税における課税所

得概念の変遷を考察している。所有資産の評価益に対しては、明治 32 年以来、無制限に全額課税を行ってきたが、大正中期頃になると資産の値上がり益の事実があり、かつ、法人が任意計上によりその資産の帳簿価額を引き上げた評価益の事実（評価換え＝取引）があると認められる場合に限り、当該任意計上額は従来通り課税するという方式に改められたという。これは、この当時においても所有資産の評価益は、当然に純資産増加説に基づく「所得」と観念されていたのであるが、所有資産の評価の困難性といった税務行政における実行可能性、そして、減価償却制度導入に伴う影響によるものと推論している。卓見と評価したい。

そして、わが国では、昭和 15 年「法人税」が創設されたが、ここでも損益の年度帰属は権利確定主義に依拠しつつ、その課税所得は、純資産増加説に基づいていた。所有資産の評価益に関しては、上記所有資産の評価の困難性等という理由以外に、未実現の評価益への課税排除という理由が加味され、任意計上した所有資産の評価益＝実現した利得のみを課税の対象としていたことを検証している。この包括的所得概念の例外としての未実現評価益への課税を排除する考えは、一貫して現行法まで踏襲されることとなる。

昭和 25 年にシャープ勧告に基づき、わが国法人税法もその一環として大改正されるに至ったが、その課税所得計算の原則は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額を各事業年度の所得とし、明治 32 年以来続く原則を踏襲することとなった。シャープ勧告に基づく改正の際、法人税法に会計的な規制を数多く採り入れたのであるが、課税所得計算に関する規定は簡素なものであり、それのみによって課税所得を算出することは困難であったため、法人の課税所得算定においては、従来通り、法人の決算を規制していた商法を中心として、商慣習および企業会計を援用していた。そこでの課税所得概念は、純資産増加説に依拠し、損益の年度帰属の基準としては、原則として、権利確定主義を採用しており、所有資産の評価益への課税に関しても、従前と同様に、任意計上した所有資産の評価益のみ課税する方式を踏襲したと指摘する。

本論文の主題である無償譲渡等取引についての法人課税所得算定上の取扱いについては定かではなく、また、低額譲渡についても、昭和 27 年以前のことは残念ながら解らなかったとする。しかし、昭和 27 年頃には、低額譲渡がなされた場合、それに対する特段の規定が存しないにもかかわらず、譲渡価額とその時価との差額は利益と観念し、課税すると解されていたことから、その法的根拠は、旧法人税法第 9 条第 1 項に存すると考えられ、同項における総益金ないし益金の解釈でもって、譲渡価額とその時価との差額を所得とし、課税していたと解された。また、低額譲渡に係る益金ないし収益の年度帰属は、その益金ないし収益が収入すべき債権を伴わないことから、所有資産の評価益と同様に、権利確定主義に依拠するものではないと考えられたとする。

第3章では、現行法人税法における課税所得概念の法理および課税の論理に依拠しているのかという問題意識の下、検討がなされている。現行法人税法は、昭和40年に、「租税法律主義の徹底」、「法文の平明化」および「規定の明確化」をその大きな支柱として、旧法人税法の全文改正が施され創設された。法人税法（以下、「法」という）22条は、法人の課税所得計算について、網羅的・完結的に把握できるように構築されておらず、「益金の額」を構成する「収益の額」の算定は、その用語が会計上のものである以上は、原則として、わが国の企業会計原則を内包する企業会計や適正なる会計慣行を斟酌すべきものであり、したがって、課税所得概念である純資産増加説および損益の年度帰属の基準である権利確定主義を基調として、企業会計の影響を強く受けたものへと変遷を遂げ法文化が図られたと評価する。

しかし、課題とする「無償譲渡等取引」については、昭和30年代においても、特にそれに対する課税についての明文規定が存していたわけではなく、その法的根拠は旧法第9条第1項にあり、同項の解釈をもって、その相当の対価、つまり、贈与した時の時価を総益金ないし益金と観念していたと解された。この課税状況を受けて、上記「租税法律主義の徹底」等の下、昭和40年法人税法全文改正では、法22条2項における取引の例示の1つとして法文化し、従来に比して、「無償譲渡等取引」への課税を明確にしたと考えられた。つまり、例示取引の一例である「無償譲渡等取引」は、従来からの取扱いを単に明文化したものであったと理解された。かかる視点は、先行研究には見られない新説といつてよい。さらなる研究が望まれる。

他方、所有資産の評価益への課税は、昭和40年法人税法全文改正において、所有資産の評価換え（内部取引）による評価益は、租税法律主義の徹底として法人税法22条2項における「その他の取引」に属し、収益となって益金の額に算入されると解されるのであるが、法人税法25条の「別段の定め」により、原則として益金へ算入しないこととなるとの明快な結論を導出する。

「低額取引」について、法22条2項は、その文言上、何ら言及するところがないが、昭和40年以前の旧法人税法下において、低額取引への課税は、旧法第9条第1項をその法的根拠として、総益金ないし益金と観念されてきた事実を受けて立法化されたのであり、したがって、法22条2項における例示取引は、課税標準となる「益金の額」がすべてのものを含めたところ（オール・インクルーシブ）の収益であるということを経済者に対して平易にするために法文上設けられたものであるという。重要なのは、法22条2項の趣旨が旧法第9条第1項の明確化であって、これにより従来の法人税法の所得計算の変更を意図したものであるという事実を指摘する。きわめて重要な見解と評価したい。

第4章では、昭和42年に新たに設けられた法22条4項（いわゆる「公正処理基準」）の立法趣旨やその意義を交えながら、「無償譲渡等取引」との関係性を検討している。

法22条4項は、所得計算の基本規定として創設されたものであり、法人が会計処理に用いている会計処理の基準あるいは健全な会計慣行のうち、一般に公正妥当と認められないもののみを税法で認めないこととし、原則として企業の会計処理を認めるという基本方針（確認的規定）を示し、課税所得計算の当然の論理を追認する趣旨の規定であることは周知である。そうすると、旧法第9条第1項においても課税所得は、純資産増加説に依拠し、その計算は企業会計等そのものに基づいておらず、社会通念としてあるべき会計原則に基づいて算出されていた。

しかし、法人税法においては、企業会計等に比し、社会通念としてあるべき会計原則に基づく会計処理方法に関してより精緻化されている部面もみられることとなり、この企業会計等では未だ理論的に明確にされていない社会通念としてあるべき会計原則に基づく会計処理方法こそが、「無償譲渡等取引」である主張する。したがって、法22条4項の公正処理基準は、「無償譲渡等取引」にも当然に及ぶと論結している。

第5章では、「無償譲渡」に係る収益発生事由に言及した旧・現行法人法における判例およびそれらに関連する学説を考察している。ここでは、「清算課税説」ないしは「法的基準説」が無償譲渡に係る収益発生事由として支持される一方で、近年では、「適正所得算出説」の論理も支持される動向が観られるとしている。

第6章では、無償譲渡と同様に、「無償による役務の提供」である「無利息貸付け」の旧・現行法における判例および学説を研究している。「無利息貸付け」の場合、「同一価値移転説」ないしは「有償取引同視説（二段階説）」、あるいは他の論理を複合的に用いることで、その収益発生事由を説明してきたが、近年では、「無償譲渡」の場合と同様に、「適正所得算出説」における論理の一部も支持される動向が観られるとする。

このように、第5章および第6章を通じて、「無償譲渡等取引」に係る収益発生事由に対する判例および学説における見解は必ずしも一貫性があるものではなく、所得概念とは関係性を有しない見解も散見され、多種多様性を呈するものであったことを主張している。

そこで第7章では、今一度、わが国法人税法の課税所得算定の基底に存在する所得概念である純資産増加説の意義に立ち返り、「無償譲渡等取引」に係る収益発生事由の解明を試みている。まず、所得把握におけるフローとストックと比較でみる2形態の純資産増加説、すなわち、実現した「純資産の増加」のみを所得と観念する「期間的純資産増加説」と、2時点間の比較というストックの概念から「実現」を所得の要件としない「時点的純資産増加説」を指摘して、わが国法人税法の課税所得の計算構造は、昭和40年以前は「時点的純資

産増加説」の色合が濃かったが、次第に「期間的純資産増加説」のアプローチによる「純資産の増加」を把握する傾向に傾き、昭和 40 年の大改正後においては、従来に比しより、「期間的純資産増加説」による実体財（現金ないし貨幣性資産）の裏付けを伴う実現した「純資産の増加」を原則として「収益の額」に算入するという課税方式の傾向が強くなったとの見解を示す。

しかし、これはあくまで原則であり、法人税法上すべての取引がこの範疇にあるのではなく、法 22 条 2 項は、従来から行われてきた所得計算の原則に基づくものであることから、同条項は、同条項に基づく課税権の行使および課税（税負担）の公平の観点から、同法 25 条の所有資産の評価換えによる評価益の益金不算入に抵触しない「時点的純資産増加説」による実体財の裏付けのない未実現の「純資産の増加」が認められ、それが客観的に把握および評価（測定）できるのであれば、それは社会通念としてあるべき会計原則および公正処理基準に依拠する会計処理であると考えられ、その「純資産の増加」を収益として「収益の額」に算入すると解されたとの新しい説を唱える。

つまり、資産の無償譲渡の場合、所有資産において、既に発生している所有期間中の未計上の評価益である含み益は、「時点的純資産増加説」による実体財（現金ないし貨幣性資産）の裏付けのない「純資産の増加」であり、譲渡（社外流出）の際に、その「純資産の増加」の把握と時価相当額という評価（測定）が容易となり、法人税法 22 条 2 項を根拠とする課税権の行使および課税（税負担）の公平の観点から、包括的な意味での実現した「純資産の増加」と観念される。そして、その時点で当該「時点的純資産の増加」は、同条項にいう「収益の額」に算入されると解されるのだと主張する。

一方、役務の無償提供である無利息貸付けの場合は、通常の有利息で貸し付けるのではなく、ことさらに無利息貸付取引という形をとることで実質的に本来得べきであった利益（利息相当額）を得ないで、これを相手方に贈与し、その利息相当額を得せしめた事情が存すると認められる場合に限り、当該得べかりし利益は、実体財（現金ないし貨幣性資産）の裏付けのない「時点的純資産の増加（経済的価値の増加）」と観念された。そして、その貸付時に、当該「時点的純資産の増加（経済的価値の増加）」が客観的に把握および評価（測定）可能となり、法 22 条 2 項を典拠とする課税権の行使および課税（税負担）の公平の観点から、包括的な意味で収益が実現したと観念され、同条項にいう「収益の額」に算入されると考えられたと主張する。

以上のことから、本論文は、「無償譲渡等取引」に係る収益発生事由は、法 22 条 2 項を課税権の行使の法的な根拠とし、課税（税負担）の公平に基づき、客観的に捕捉および評価（測定）ができる時点で認識される「時点的純資産増加説」による実体財（現金ないし貨幣

性資産)の裏付けのない未実現の「純資産の増加(経済的価値の増加)」であるとの結論に帰結しているのである。

(論文の評価)

法人税法 22 条 2 項の資産の無償譲渡等取引に係る収益発生事由については、現在、通説とされる学説はあるものの、多くの先行研究が存在しており、学会においても、今なお議論の尽きないテーマである。

本論文は、このテーマに対して、わが国において法人所得課税が開始された明治期から現代にいたるまでの制度史を綿密に研究し、先行研究ではいまだ明らかにされていなかった事実や資料を多数示すとともに、それに基づいて通説とは異なった著者独自の見解を導き出している。今後の法人税法 22 条 2 項研究に多大な貢献をなすものと期待でき、この点で高い評価を与えることができる。

したがって、博士(商学)の学位を授与するに値すると評価する。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	末 永 英 男
副査	熊本学園大学教授	池 上 恭 子
副査	熊本学園大学教授	坂 本 正
副査	熊本学園大学教授	岩 武 一 郎

氏 名 (本 籍)	宮崎 裕士 (熊本県)
学 位 の 種 類	博士 (商学)
学 位 記 番 号	博 (甲) 商 第 10 号
学位授与の日付	平成 28 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 20 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	所得税法上の所得控除と必要経費の研究 —包括的所得概念下における所得構成要素を中心として—
論 文 審 査 委 員	(主査) 熊本学園大学教授 末永 英男
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 佐藤 信彦
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 池上 恭子
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 成宮 哲也

内容の要旨

通常の個人や法人の事業活動における費用（必要経費・損金）は、収入を得るための支出として、特に法人税法においては、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準（法人税法 22 条 4 項）に基づき判断されるのが常であることから、公正処理基準と銘打って明文として定めるに至っている。しかし、所得税法においてはそのような明文規定はなく、そのために、縷々の学説および法理論からなされる税務上の所得計算と、会計による費用収益対応原則および発生主義や実現主義等によってなされた投下資本回収余剰計算とが一致するという法的な担保がないのではないかという疑問が想起される。

所得税法における所得を求めるための投下資本回収余剰計算は、基本的には、収益から、直接的・間接的にその収益を生み出すための投下資本とされる必要経費を控除して行われる。したがって、必要経費は、売上原価等の個別対応費用が主となり、それに加えて、収益との対応関係が不明なものについても、費用収益対応の原則により導かれ、期間対応あるいは一般対応の費用として計上を許される。また、収益との対応関係が不明なものも計上可能であることによって、損失の計上も許されることになる。これらは、企業会計と一致する部分である。しかしながら、損失については所得税法上、原則として必要経費への算入を許されるわけではなく、「別段の定め」を用いて算入することになっている。これは、所得税法上の必要経費における固有の論点であるといえる。

必要経費について、例えば金子教授は、会計の費用収益対応の原則に準拠した所得計算として租税法の所得計算を観念しているようであるが、個人所得税の場合、所得税法 45 条に規定があるように、法人と違い、収益と費用・損失との関係だけでなく、益金（収益）と損金（費用・損失）の差額として算定した所得の消費場面である家事費との関係を考慮しなければならない。また、家事関連費の中には、一度、消費支出として必要経費から除外されたものの、収益との対応が客観的に明らかであれば、必要経費と認められるものも含まれる（所得税法施行令 96 条）このように、個人所得税の所得算定には、益金と、損金となる必要経費、必要経費から除外される家事費という 3 つの要素が密接に関わることになる。

さらに、稼得した所得の消費場面である家事費には何が含まれ得るのかというと、家計維持のための生活費はその最たるものであるが、その他にも各種租税、各種社会保険料、医療費等はいうに及ばず、宝くじの購入費や災害や盗難による被害、そして、個人の寄附金等が含まれることから分かるとおり、家事費とは、偶然起きたものも含めた上での個人の自由な選好による所得の処分場面を表す。

現行の所得税法は包括的所得概念を採用するが、租税法上の所得は経済学上の所得とは違い、その算定には企業会計に則した利益計算を採用し、さらには、租税法に基づく制度会計であるため、法的安定性および予測可能性を担保しなければならない。したがって、帰属所得のような公正評価の困難な所得や、未実現の所得については所得に算入しないことが導かれる。また、これらより、所得税法における所得には、租税法律主義を基礎とした上で、企業会計を用いて算定できるもの、および公正価値があるもののみが含まれることが分かる。そのため、7 頁にある【図表 1】の〔総所得〕から〔必要経費〕を控除した結果である〔純所得〕には、企業会計を用いて算定できるもの、および公正価値があるもののみが含まれていることになる。

他方で、家事費は個人所得の消費場面と同義であるから、所得が消費を通じて濾過された結果として、消費し得ない未実現所得については繰延べられ、それ以外の所得で公正評価が困難なものについては完全に濾し除かれることになる。つまり、【図表 1】における〔投資・貯蓄〕部分と〔消費〕は、公正評価された額としての当期の包括的消費部分とそれ以外として表わされることになる。つまり、所得税法においても、包括的所得概念下における所得と消費の双方における同質性が担保されているといえるのであり、【図表 1】の概念をそのまま所得計算に用いることが可能となる。

したがって、所得税法においては、包括的所得概念により捕捉した所得は、資本等取引を除き、総益金から総損金を控除するという所得計算を通すことによって、〔純所得〕－〔所得控除〕＝〔投資・貯蓄〕＋〔消費〕－〔所得控除〕＝〔課税所得〕という等式を導出するの

である。

また、上記のように考えた場合に、個人所得を消費から定義することも可能である。消費は稼得した所得の処分段階であることから、必要経費は、所得の獲得に直接・間接問わず貢献したものとなる。しかし、包括的所得概念下においては、消費の他に投資・貯蓄を観念するため、これを必要経費と消費のどちらに含むのが論点となる。理論的には、個人所得税の命題であるともいえる消費との厳密な峻別を必要とする観点からは、消費とそれ以外という区分を採用する他なく、したがって、必要経費と投資・貯蓄は一体のものとして考えることになる。つまり、消費された部分以外は、全て所得獲得活動の源泉となり、それぞれの所得に応じて控除される側としての所得分類を受けることになるとして整理されるのである。

このような考え方の下で、総所得は、必要経費、もしくは投資および貯蓄から生み出されたものとして定義され、純所得は、その総所得から必要経費を控除したものとして定義される。この場合の必要経費とは、所得と対応しているものを指すため、所得分類にとらわれず、収入を得るために支出した金額や概算控除を含む広義のものである。そして、純所得から課税所得を導出する段階において、個人の主観的な担税力の調整部分として所得控除が表われることになる。その所得控除は、消費と対応しているために、消費支出総額の範囲内で行われることになる。

また、このように、所得控除を消費支出総額の範囲内として割り切った場合、所得控除と所得概念の変遷との結びつきが露呈されることになる。なぜなら、所得概念は、消費支出を所得と擬制した消費型所得概念に始まり、制限的所得概念から包括的所得概念へと変遷していった中でも、個人の消費は一貫して変わらず稼得した所得と対応し続けているからである。さらに、消費と所得が対応する部分は、所得の主観的な処分能力と解されることから、担税力となると考えられ、またその部分は、【図表 1】に示すように理論的には全て所得控除となることができると考えられる。

以上の理論的考察を研究課題とし、【図表 1】に示した概念図を意識しながら、第一部で所得控除の意義と沿革の研究、また、第二部で必要経費とその別段の定めの研究をそれぞれ行い、第一部と第二部を通じて、包括的所得概念下における必要経費と所得控除がどのように位置付けられているのかを、それぞれに共通する消費を意識してまとめている。以下は、本論文の内容を各章ごとに整理したものである。

まず、第一部の所得控除の意義と沿革では、所得控除の目的の多様さは、所得概念や人権思想の発展の結果として生み出されたものではないかという問題提起から、その多様な目的に隠れてしまっている所得控除の本来的な機能を、所得概念の発達および人権思想の発展の両方の背景から見出すことにした。そして、それを踏まえて、包括的所得概念下における所

得控除のあり方について考察をし、個人の消費活動と対応した所得控除として整理した。

具体的には、第1章で、所得控除の発展段階を、消費型所得概念から制限的所得概念への変遷とともに整理した。次に、第2章で、基礎的人的控除とその他の控除として分類し、基礎的人的控除を人権思想の発展と結びつけて整理した。これらの整理の結果、次のことが分かった。

個人所得の主観的な処分場面である「消費」を念頭に置いた上で所得を担税力として把握する際に、「徴税上の便宜」のため所得控除を免税点とほぼ同義に扱っていたことをわが国の戦前所得税法において確認できた。これは、欽定憲法下での臣民に対する課税行政が、賦課徴収制度によりなされていたという制度上の背景があるためであった。

また、所得税が国庫歳入に対して占める割合を増していく中で、民主主義思想の発達に伴って経済的・社会的弱者への配慮を行なう必要に迫られた。それとともに、課税ベースが広がった事により増大した徴税コストを下げるため、課税対象と同時に控除対象を拡大し、結果的に免税点以下となる納税者の増加を企図したためであった。

戦前所得税法における所得控除とは、広義における免税点であり、「控除査定」として各納税義務者の担税力に応じた免税点の加算修正部分として捉えられるものであった。

さらに、戦後わが国の所得税法に採用された、包括的所得概念下における各種所得控除の定義は、法規において措置されるが、その各種所得控除を受けることは、申告納税制度による限り、個人の主観的自由に基づくものとなるため、その意味でも担税力の算定には個人の自由の下に広く個人の事情を反映させているといえる。したがって、包括的所得概念における所得控除は「所得税額計算の基本構造における納税義務者の主観的担税力の算定の段階における控除」として定義され、所得控除は、所得概念と担税力の算定について係わるだけでなく、人権思想と所得概念の両方の発達と変遷ともなって、所得控除の種類の増加が見られ、求められる機能も、主に、課税する側が課税最低限を定めて、最小徴税费原則を充足するためというものから、納税者に租税政策や社会政策上の恩恵を付与するためのものとして発展していったといえる。

この研究を踏まえて、基礎的人的控除について深く検討するため、第3章と第4章では「生計を一にする」という、個人単位課税に世帯単位を持ち込む文言について、租税制度の面からと課税単位からという2つの視点からの検討を行った。その結果、基礎的人的控除の背景には、一個人だけでなくその家族世帯やその消費までもが含まれることが理解できた。その上で、個人単位課税の原則において基礎的人的控除は、その納税者個人の担税力の減殺要因として位置づけられており、また、「生計を一にする」範囲で主観による扶養控除の付け替えが可能という意味で、若干の自由をもった課税最低限として機能していると理解できる。こ

れから一步進んで、個人だけでなく世帯を顧みた上での課税最低限という考え方は、少なくとも既に明治 32 年の所得税法改正時から検討されており、その後の税制改正において追加的に各種所得控除制度を生み出す根源でもあった。つまり、「課税最低限」を「最小生活費」とするのは、明治 32 年当時採用されていた世帯単位課税からは必然的な要請であったことが分かった。

また、消費活動中に生起する損失についても、所得控除における担税力の調整機能の一場面として扱われるのではないのかという推論の下で考察を行った。具体的には、第 5 章で、家事費と必要経費として表される、消費活動と事業活動との峻別において、所得控除である雑損控除制度を保有資産の区分の視点でまとめることで、資産損失制度との関係、つまり、所得控除となる損失と、必要経費となる損失との関係を論じた。包括的所得概念の観点からは、資産損失を所得と対応させた上で、その減少要因が消費活動にあるのか、それとも所得獲得活動にあるのかを判断し、損失を負担させる活動を定め、所得獲得活動であれば資産損失、そうでなければ、消費活動上の損失として雑損控除の対象となり担税力の減少が認識されると解される。

そのように考えれば、所得控除は、稼得した所得の処分段階である消費活動上において、担税力の減少要因（客観的にその支出が通常ではないと認められるものを含む）を認識し、それを調整するものとして整理されるため、所得控除を「通常ではないが必要な個人的支出」とし、「通常かつ必要」を要件とする必要経費との対比として定義されていることとも整合する。このように所得控除は、個人消費と必ず対応して定義されるため、包括的所得概念下においては、消費によって必要経費と所得控除が連結されることが分かる。したがって、本章は、第一部での検討と第二部での検討への橋渡しとなる章となったといえる。

次に、第二部においては、個人所得税における必要経費とその別段の定めを取り上げ、個人の消費活動を家事費とし、所得獲得活動に係る経費である必要経費と区別した上で、その峻別の要件ともなる必要経費の計上要件について、第 6 章で沿革を踏まえて整理した。

具体的には、まず、企業会計上の費用収益対応の原則が、所得税法上ではどのように表現されているのかを、政府税制調査会による昭和 38 年の「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」において再確認した。その結果として、企業会計上の費用収益対応原則は、総体対応として表現されるが、所得税法独自の相当因果関係からの対応として個別対応もあることが分かった。この個別対応は主に、一時所得や譲渡所得で用いられ、現金主義による費用収益対応と類似すると考えられた。また、その結果、個人所得税の場合、消費と必要経費という二分割ではなく、消費とそれ以外という二分割の方が正しいと考えられた。

なぜなら、例えば競馬の馬券においては、外れ馬券は消費として扱われるが、当選した馬

券は、一時所得として所得計算に加算される一方で、その所得を得るための支出（当選馬券の購入費）は控除されるからである。つまり、消費として控除されたものが、所得の稼得に貢献した場合は、稼得した所得区分に振替えられて控除されることを確認できた。

次に、第7章では必要経費の計上要件について、アメリカ判例法との比較を用いて検討し、その結果として、必要経費の計上要件は、経費としての必要性を判定するものであり、その必要性の範囲を制限するフィルターとして、通常性、客観性、相当性（arm's length の視点）、合理性、事業関連性があると考えられた。また、このように考えることで、所得税法における必要経費を定める所得税法 37 条 1 項が、通則的規定としての意味をもつことになり、課税要件法定主義および課税要件明確主義のどちらも満たすことができることになる。

他方で、アメリカ判例法における「通常かつ必要」要件についても「通常」かつ「必要」だけを要件として、必要経費を検討しているわけではなく、通常性や必要性および合理性等を事案によって使い分け、あるいは同等の意味として用いていることも分かった。

また、必要経費である支払給与における相当性（arm's length の視点）の観点から、第8章と第9章において、「別段の定め」である所得税法 56 条を用いて検討を行った。所得税法 56 条は、従来、「生計を一」にしていれば、その生計を主宰している納税者から支払われた給与は、生計主宰者の故意による所得分散を防ぐため、一律に必要経費不算入とする規定であった。しかし、この従来の取扱いについて、立法による解決を待たずとも、文理解釈の面から、生計主宰者から独立していることが arm's length の視点から判定されれば、同条の適用外となり、必要経費算入への道が開けるとした。さらに、この視点からは、同条が適用され得ないとして、タックス・シェルターとなっていた家族間パートナーシップにおいても、同条の適用場面があることになるという副次的なメリットを発見した。

最後に、第10章では、所得税法に特徴的である資産損失を取り上げて、何ゆえ最初から必要経費として控除されず、あえて「別段の定め」として必要経費に算入されることになったのかについて沿革から検討し、包括的所得概念からの影響を観察した。包括的所得概念において、事業用資産の損失が必要経費として控除される理由は、その損失が所得の減少をもたらすものであるからという通説に加えて、本論文の第一部での研究により、担税力調整の役割を所得控除へと分担したからという理由もあることが導かれた。これは、所得控除が「所得税額計算の基本構造における納税義務者の主観的担税力の算定の段階における控除」として定義されることもとも整合的であり、資産損失において消費活動との完全な遮断を行う上でも有益な考え方であろう。

したがって、同じ消費からのアプローチとして、所得控除に消費活動上の損失のみを負担させることになり、その結果として、資産損失は、事業活動上の損失のみを対象とすること

によって、家事費との峻別が重要となる必要経費への算入を許されることになったとも考えられるのである。現行所得税法上、損失は必要経費の別段の定めとして別に定義されているが、このことを疑問視する論者も多い。しかし、家事費と同様に所得に貢献しないものを消費と定義づけるならば、同様に所得に貢献しない損失は、一旦は消費とならざるを得ず、別段の定めをもって必要経費に算入されることになる。このように考えることで、損失が必要経費の通則的規定に含まれないことへの理由になると考えられるのである。

また、不法行為等の突発的な事故により換価された資産について売却益が出る場合には、全て非課税としてしまうと、実現したはずのキャピタルゲイン部分が課税されないままとなるため、この点は課税すべきである。雑損控除においても同様の問題が勘案されるが、雑損控除では、平成 26 年度税制改正により、被災資産における時価評価の強制がなくなり、取得価額との選択が可能になったことによって、被災者には、控除額における有利選択の場面が創出されることになった。

さらに、売却損失が出た場合でも、取得費に係る損害賠償金については、取得費と切り離されることで原因と結果の辻褄が合わなくなることから、相当因果関係が必要であるという考え方に立てば、非課税所得とするのは不適當であり、課税所得として両建て処理することが望ましいということになる。

以上の研究による主な後学への貢献としては、①所得控除は、個人の自由の発現として、個人単位課税および民主主義に合致する。②所得控除は、個人の消費と対応して、担税力の調整機能を持つ。③所得控除の一つである基礎的人的控除の中でも、基礎控除のみが生存権からの要請として当てはまり、他の控除は、個人の自由の発現における主観的担税力の調整としての加算修正部分となる。④資産損失の必要経費控除は、所得控除に消費活動上の損失を負担させることで許される。⑤所得に貢献しないものを消費と定義づけるならば、同様に所得に貢献しない損失は、一旦は消費とならざるを得ず、別段の定めをもって必要経費に算入されることの証左となる。⑥必要経費の計上要件は、経費としての必要性を判定するものであり、その必要性の範囲を制限するフィルターとして、通常性、客観性、相当性 (arm's length の視点)、合理性、事業関連性がある。⑦所得税法 56 条は、文理解釈の面から、生計主宰者から独立していることが arm's length の視点から判定されれば、同条の適用外となる。⑧arm's length の視点からは同条が適用され得ないとして、タックス・シェルターの一つとしてある家族パートナーシップにおいても、同条の適用場面があることになるという副次的なメリットが産まれる等の新たな発見が挙げられる。

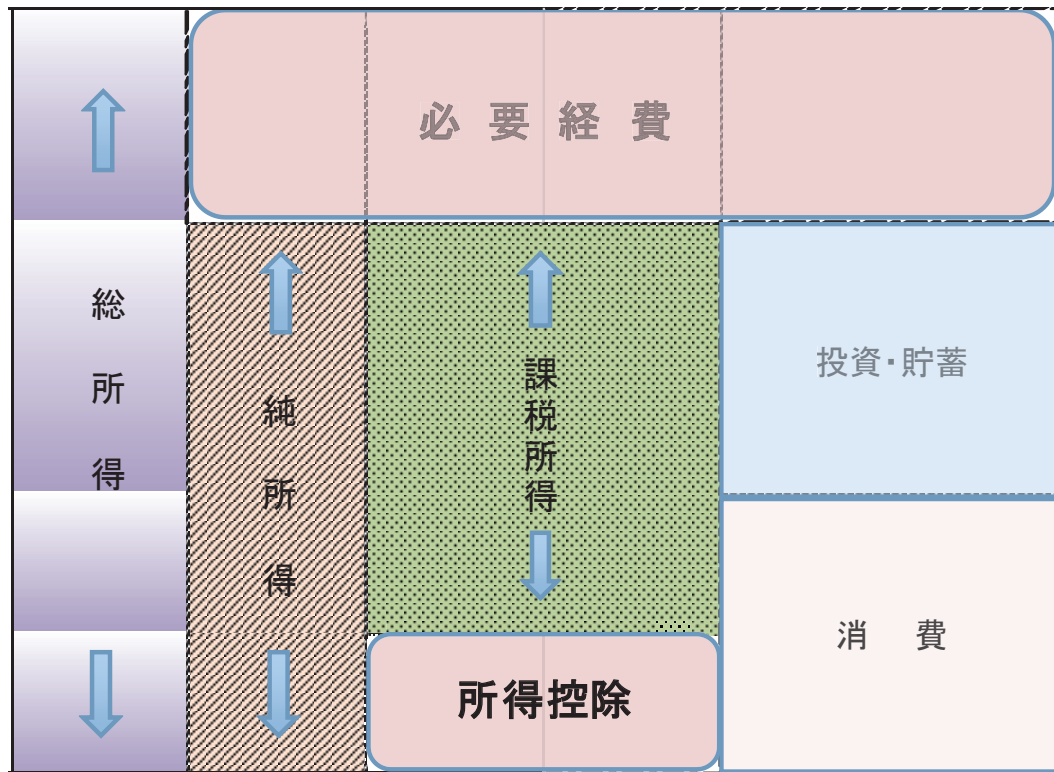
これらの知見から、【図表 1】は、理論的に正しいことが証明されたといえる。【図表 1】は、所得概念と消費を結びつけることから始まっており、消費（家事費）を通じて、必要経

費と所得概念をも結びつけることに至ったと考えている。それも、上記の④と⑤の発見によって、必要経費と消費および、必要経費と所得控除とのそれぞれの区分を役割上の分担として整理することができたからである。

したがって、この所得税法固有の論点についての研究は、一応の決着をみたといえる。また、同時に【図表 1】に示した包括的所得概念下における所得計算は、所得税法という制度下で行われることで、概念のみならず法的な担保も得ることになる。つまり、所得税法においては、法人税法における公正処理基準のような明文規定はなくとも、税務上の所得計算と、会計による費用収益対応原則および、発生主義や実現主義等によってなされた投下資本回収余剰計算とが一致するという法的担保を得ていることの証明が、ここになされたといえるのである。

しかしながら、残された課題として、必要経費と消費と所得控除の共通の論点である寄附金がある。寄附金とは、「金銭その他資産の贈与又は経済的な利益の供与のうち、事業の遂行に直接関係のあるもの以外のもの、すなわち、事業の遂行に直接関係ないもの及び事業の遂行との関係が明らかでないものと解され」る（公表裁決事例 No.32-245 頁）が、現行所得税法では、所得控除として寄附金控除を設定していることに鑑みると、消費と捉えているようではある。しかし、個人の寄附金は、消費と捉えられる一方で、稼得した所得の出資もしくは移転とも考えられる。そして、出資の場合はともかく、その移転について何かしらの効用を見出すのであれば、対価としての性質をも帯びてくる。その場合には必要経費への算入を考慮しなくてはならない。このように、個人の寄附金は、一概には捕捉できないものであるため、本論文では検討の対象外としているが、いずれは、包括的所得概念下において、寄附金をどのように捉えるべきかについての研究を行う必要があると考えている。

【図表 1】 包括的所得概念下における各構成要素とその位置付け



審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文は、タイトルが「所得税法上の所得控除と必要経費の研究」となっているが、所得控除と必要経費という所得計算における控除 (deduction or exemption) の研究を通じて、サブタイトルが示すように、所得の構成要素を確定することで、所得計算上の必要経費、損失および家事費の範囲を明確にしようとするものである。その際、所得概念と消費を結びつけることで、消費と必要経費および必要経費と所得控除とのそれぞれの区分と役割を明らかにしている。

つまり、所得税法上の所得計算は、収益 (収入) から必要経費を控除して行われるが、損失は原則として必要経費には算入されないし、また、所得の消費場面である家事費の控除も考慮されなければならない。したがって、包括的所得概念の下にあっては、所得控除は課税所得を導出する段階で控除されるが、その控除は消費の範囲内で行われる。次いで、所得獲得活動に貢献するものが必要経費となり、それ以外のものは単に消費もしくは家事費となる

のである。

(論文の概要)

本論文の構成は、第一部を所得控除の研究、第二部を必要経費の研究として、それぞれ包括的所得概念と個人の消費活動を意識してまとめられている。

個人所得税は、個人の所得稼得能力の算定のみならず、その担税力に則した課税を行わなければならない、したがって、投下資本回収余剰計算としての所得稼得能力の算定段階には必要でない個人の事情を反映した担税力の算定を「所得控除」が担うこととなり、そのため、そこにはある程度の人権思想からの影響や個人の消費場面の影響を受けることになるのは必然だったとする。かかる認識の下、第一部の所得控除の研究では、所得控除の多様な目的に隠れてしまっている本来的な機能を、所得概念の発達および人権思想の発展の両方の背景から見出すこととともに、包括的所得概念下における所得控除のあり方について考察をし、個人の消費活動と対応した所得控除として整理している。

具体的には、第1章で、所得控除の発展段階を消費型所得概念から制限的所得概念への変遷とともに整理した後に、第2章で、現行所得税法上の包括的所得概念下での所得控除を、基礎的人的控除とその他の控除として分類し、基礎的人的控除を人権思想の発展と結びつけて整理している。そして、これらの整理の結果を、以下のようにまとめている。

① 個人所得の主観的な処分場面である「消費」を念頭に置いた上で所得を担税力として把握する際に、「徴税上の便宜」のため所得控除を免税点とほぼ同義に扱っていたことが、わが国の戦前所得税法において確認できた。また、所得税が国庫歳入に対して占める割合を増していく中で、民主主義思想の発達に伴って経済的・社会的弱者への配慮を行なう必要に迫られるとともに、課税ベースが広がった事により増大した徴税コストを下げるため、免税点以下となる納税者の増加を企図した結果として所得控除が拡大した。

したがって、わが国の戦前所得税法における所得控除とは、広義における免税点であり、「控除査定」として各納税義務者の担税力に応じた免税点の加算修正部分として捉えられるものであった。

② 戦後わが国の所得税法に採用された、包括的所得概念下における各種所得控除の定義は、法規において措置されるが、その各種所得控除を受けることは、申告納税制度による限り、個人の主観的自由に基づくものとなるため、その意味でも担税力の算定には個人の自由の下に広く個人の事情を反映させているといえる。したがって、包括的所得概念における所得控除は、「所得税額計算の基本構造における納税義務者の主観的担税力の算定の段階における控除」として定義され、所得控除は、所得概念と担税力の算定について係わるだけでな

く、人権思想と所得概念の両方の発達と変遷にともなって、所得控除の種類が増加が見られ、求められる機能も、主に、課税する側が課税最低限を定めて、最小徴税費原則を充足するためというものから、納税者に租税政策や社会政策上の恩恵を付与するためのものとして発展していったといえる。

この研究を踏まえて、基礎的人的控除について深く検討するため、第3章と第4章では「生計を一にする」という個人単位課税に世帯単位を持ち込む文言について、租税制度の面からと課税単位の面からの2つの視点からの検討を行っている。その結果、基礎的人的控除の背景には、一個人だけでなくその家族世帯やその消費までもが含まれており、また、「生計を一にする」範囲で主観による扶養控除の付け替えが可能であり、若干の自由をもった課税最低限として機能していると指摘する。個人だけでなく世帯を顧みた上での課税最低限という考え方は、少なくとも既に明治32年の所得税法改正時から検討されており、「課税最低限」を「最小生活費」とするのは、明治32年当時採用されていた世帯単位課税からは必然的な要請であったとの結論に至っている。

次に、消費活動中に生起する損失についても、所得控除における担税力の調整機能の一場面として扱われるのではないのかという推論の下で考察が行われている。具体的には、第5章で、家事費と必要経費として表される消費活動と事業活動との峻別において、所得控除である雑損控除制度を保有資産の区分の視点でまとめることで、資産損失制度との関係、つまり、所得控除となる損失と、必要経費となる損失との関係を論じられている。つまり、包括的所得概念の観点からは、所得獲得活動であれば資産損失、そうでなければ消費活動上の損失として雑損控除（所得控除）の対象となり、担税力の減少が認識されるとする。

このように所得控除は、個人消費と必ず対応して定義されるため、包括的所得概念下においては、消費によって必要経費と所得控除が連結されることとなり、一見、無関係のような本論文の第一部の検討と第二部の検討が意味をなすものとなる。

さて、第二部においては、個人所得税における必要経費とその別段の定めを取り上げ、個人の消費活動を家事費とし、所得獲得活動に係る経費である必要経費と区別した上で、その峻別の要件ともなる必要経費の計上要件について、第6章の沿革を踏まえて整理した。

具体的には、まず、企業会計上の費用収益対応の原則は、所得税法上では、総体対応として表現されるが、所得税法独自の相当因果関係からの対応として個別対応の仕方もあり、この個別対応は主に、一時所得や譲渡所得で用いられ、現金主義による費用収益対応と類似すると考えられる。また、その結果、個人所得税の場合、消費と必要経費という二分割ではなく、消費とそれ以外という二分割の方が正しいと指摘する。

次に、第7章では必要経費の計上要件について、アメリカ判例法との比較を用いて検討し、

その結果として、必要経費の計上要件は、経費としての必要性を判定するものであり、その必要性の範囲を制限するフィルターとして、通常性、客観性、相当性（arm's length の視点）、合理性、事業関連性があると考えられた。また、このように考えることで、所得税法における必要経費を定める所得税法 37 条 1 項が、通則的規定としての意味をもつことになり、課税要件法定主義および課税要件明確主義のどちらも満たすことができるとの見解を示す。

また、必要経費である支払給与における相当性（arm's length の視点）の観点から、第 8 章と第 9 章において、「別段の定め」である所得税法 56 条を用いて検討を行っている。所得税法 56 条は、従来、「生計を一」にしていれば、その生計を主宰している納税者から支払われた給与は、生計主宰者の故意による所得分散を防ぐため、一律に必要経費不算入とする規定であった。しかし、この従来の取扱いについて、立法による解決を待たずとも、文理解釈の面から、生計主宰者から独立していることが arm's length の視点から判定されれば、同条の適用外となり、必要経費算入への道が開けるし、さらに、この視点から同条が適用され得ないとして、タックス・シェルターとなるとされていた家族間パートナーシップにおいても、同条の適用場面があることになるという副次的なメリットを指摘している。

最後に、第 10 章では、所得税法に特徴的である資産損失を取り上げて、何ゆえ始めから必要経費として控除されず、あえて「別段の定め」として必要経費に算入されることになったのかについて、沿革および包括的所得概念からの影響を考察している。包括的所得概念において、事業用資産の損失が必要経費として控除される理由は、その損失が所得の減少をもたらすという包括的所得概念に立脚した通説の説明に加えて、担税力調整の役割を所得控除に分担させたからという理由が導かれる。これは、所得控除が「所得税額計算の基本構造における納税義務者の主観的担税力の算定の段階における控除」として定義されることとも整合的であり、資産損失において消費活動との完全な遮断を行う上でも有益な考え方である。したがって、同じ消費からのアプローチとして、所得控除には消費活動上の損失のみを負担させることになり、その結果として、資産損失は、事業活動上の損失のみを対象とすることによって、家事費との峻別が重要となる必要経費への算入を許されることになったとも考えられるとの主張となっている。

したがって、現行所得税法上、損失は必要経費の「別段の定め」として別に定義されており、このことを疑問視する論者も多いが、所得に貢献しないものを消費と定義づけるならば、同様に所得に貢献しない損失は、一旦は消費とならざるを得ず、「別段の定め」をもって必要経費に算入されることになる。このように考えることで、損失が必要経費の通則的規定に含まれないことへの理由になると主張する。

(論文の評価)

以上の研究による本論文の主な貢献として、いくつか挙げられるが、主なものを列挙してみる。

- ① 所得控除は、個人の消費と対応して、担税力の調整機能を持つ。
- ② 所得控除の一つである基礎的人的控除の中でも、基礎控除のみが生存権からの要請に該当し、他の控除は、個人の自由の発現における主観的担税力の調整としての加算修正部分となる。
- ③ 資産損失の必要経費控除は、所得控除に消費活動上の損失を負担させることで許される。
- ④ 所得に貢献しないものを消費と定義づけるならば、所得に貢献しない損失は、一旦は消費とならば、「別段の定め」をもって必要経費に算入されることとなる。
- ⑤ 必要経費の計上要件は、経費としての必要性を判定するものであり、その必要性の範囲を制限するフィルターとして、通常性、客観性、相当性（arm's length の視点）、合理性、事業関連性がある。

これらの知見から、「序章」における【図表 1】が、理論的に正しいことを証明しようと試みた論文といえる。つまり、【図表 1】は、所得概念と消費を結びつけることから始まっており、消費（家事費）を通じて、必要経費と所得概念をも結びつけることに至ったと考えられる。それも、上記の③と④の発見によって、必要経費と消費および必要経費と所得控除とのそれぞれの区分を役割上の分担として整理することができたからである。

したがって、この損失に代表される所得税法固有の論点についての研究は、一応の決着をみたと評価できる。また、同時に「序章」の【図表 1】に示した包括的所得概念下における所得計算は、所得税法という制度下で行われることで、概念のみならず法的な担保も得ることになり、所得税法においては、法人税法における公正処理基準のような明文規定はなくとも、税務上の所得計算と会計計算に基づいた投下資本回収余剰計算とが一致するという法的担保を得ていることの証明がなされたといえるのである。

本論文は、包括的所得概念の下での課税所得の計算に至る過程における控除項目の構成とその位置づけを明確にした点で高く評価できる。包括的所得概念との関係で必要経費については説明されるが、これまでは課税単位や憲法の生存権や社会政策との観点からの研究はあるが、包括的所得概念と所得控除との関係を用いた先行研究は皆無に等しく、全く新しいアプローチからの検討であり、労作である。

よって、博士（商学）の学位を与えるに値する。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	末 永 英 男
副査	熊本学園大学教授	佐 藤 信 彦
副査	熊本学園大学教授	池 上 恭 子
副査	熊本学園大学教授	成 宮 哲 也

氏 名 (本 籍)	野崎 竜太郎 (福岡県)
学 位 の 種 類	博士 (経済学)
学 位 記 番 号	博 (甲) 経済 第 8 号
学位授与の日付	平成 28 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 20 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	経営者による保身行動と買収防衛の経済分析
論 文 審 査 委 員	(主査) 熊本学園大学教授 細江 守紀
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 慶田 收
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 坂上 智哉

内容の要旨

本論文は、経営者による保身行動と買収防衛に関する理論分析を行うことを目的としている。

第 1 章では論文の問題意識や目的、および章構成について述べている。

わが国の株式会社は、従来、株式持ち合いなどによる安定株主が存在していたため、敵対的買収の危険が少なく、買収の多くは、経営危機に陥った企業の救済目的による買収が多くみられた。しかし、2005 年の初頭に起きたライブドアによるニッポン放送買収事件は、多くの経営者に敵対的買収の脅威に対する危機感を認識させ、それ以降、多くの企業で敵対的買収に対する防衛策の導入が進んだといわれている。その一方で、買収防衛策は、必ずしも企業価値を上昇させる手段になるとは限らず、場合によっては現経営者の保身に利用される可能性もあるとも言われており、導入は慎重に行われるべきであるという考えが強い。この議論はコーポレートガバナンスの在り方を巡る問題であり、企業の所有者は株主であるという観点からは、経営者は株主価値が損なわれないように行動すべきと考え、経営者を如何に規律付けするかが重要な問題となっている。その規律付けの一つに、いかに有能な経営者に企業をコントロールさせるべきかという、経営者の交代に関する問題がある。この問題は、有能な経営者に企業の経営を任せることができれば、企業の効率性が上昇させることができるという考えから、有能な経営者への交代をいかにスムーズにおこなうかという問題である。

そこで本論文では、経済学的観点から、経営者の交代が起きる条件を導き出し、企業に関わる全ての主体の利得の和を最大にする状態をファーストベストとし、経営者がステークホ

ルダーとの協力や買収防衛策を用いた保身行動によって自己利得の最大化を行ったときの企業価値がファーストベストの状態とどれくらい離れているかを明らかにすることを目的としている。

第2章では、先行研究 Giovanni and Cestone(2002)と同様に企業のプロジェクトが収益を発生させると同時に、ステークホルダーに外部経済を発生させる状況と既存の経営者が株主によって交代させられる可能性を想定し、社会的に望ましい経営者の交代やプロジェクトの選択について分析を行っている。本章では、先行研究の拡張し、Giovanni and Cestone(2002)では取り扱っていなかったステークホルダーの投資行動をモデルに組み込むことで、最適なステークホルダーの投資水準も考慮した上での社会的に望ましい株主による経営者の交代やプロジェクトの選択を考察している。

先行研究ではステークホルダーに発生する外部経済の大きさによって、社会的に最適な選択が行われるべきであることが示されているが、投資水準に大きさと外部経済の大きさによって社会的に望ましい状況が異なることを示している。具体的には、外部経済が小さいときには、相対的に低い投資水準でも既存の経営者を交代させないことが望ましい。外部経済が中程度の大きさのときは、ステークホルダーの投資水準が相対的に高くなければ、既存の経営者を交代させることが望ましい。外部経済が大きいときに葉投資水準が相対的にある程度の大きさであれば交代させない方が望ましいことを明らかにしている。

第3章は、第2章のモデルのもとで先行研究 Giovanni and Cestone(2002)と同様に、既存の経営者とステークホルダーが、ステークホルダーが決定する投資水準と既存の経営者のプロジェクト選択を約束するという協力的行動をとる場合について分析し、先行研究の拡張として、両者間で取り交わされる約束にコミットメントできない場合の分析も行っている。

分析の結果、既存の経営者とステークホルダーが約束をコミットメントできる場合の社会厚生が、コミットメントできない場合よりも高く、非協力的な場合はコミットメントできないときよりも社会厚生が低くなることを明らかにしている。またファーストベストのときの社会厚生と比較すると、どの場合もファーストベストの社会厚生よりも低く、ステークホルダーの投資水準まで考慮すると、先行研究のようにファーストベストは達成できないことを明らかにしている。

第4章では、敵対的買収防衛策の導入が経営者の行動にどのような影響を与えるかについて、柳川(2000)、Molin(2006)のモデルを使ってサーベイしている。前半では、柳川(2000)のモデルを参考に、本来ならば潜在的買収者による非効率な買収を阻止するための買収防衛策の導入が、経営者のモラルハザードを引き起こし、その結果、経営者の保身につながることを説明している。後半では、Molin(1996)のモデルを用い、買収防衛策の導入が潜在的買

収者からの非効率な買収を阻止し、企業価値を高める場合と、反対に企業価値を下げる場合の両方の可能性があることを説明している。

第5章では、ステークホルダーが関係特殊的な投資を行い、さらに潜在的買収者による敵対的買収の可能性がある既存の経営者を救済するために友好的買収を行う状況のもとで、効率的な経営者の交代が行われるかについて分析している。先行研究 **Riccardo and Falconieri(2008)**では、ターゲット企業と関係している企業がホワイトナイトとして買収防衛を行う分析を行っており、買収者より低い企業価値しか実現できない企業がターゲット企業のホワイトナイトになったとしても買収防衛が可能であり、ホワイトナイトの存在は、既存の経営者の保身として機能することを示している。本章の分析では、先行研究では明示的でなかった既存の経営者とホワイトナイトの役割を果たすステークホルダーの関係について、既存の経営者がステークホルダーに対し、関係特殊的な投資のインセンティブを与えることをモデルに組み込み、既存の経営者がステークホルダーに与えるインセンティブが、ステークホルダーのホワイトナイトとしての行動にどのような影響を与えるかについて分析している。

分析の結果、既存の経営者がステークホルダーに対し投資のインセンティブを与えることで、効率的な経営者の交代が起きる可能性があるが、ステークホルダーの投資水準が過少な場合もあるため、社会的に最適な結果が達成できると限らないことを示している。すなわち、既存の経営者がステークホルダーに対して、投資のインセンティブを高く与えると社会的望ましい結果になる可能性があるが、低いインセンティブしか与えなければ、潜在的買収者による買収によって非効率な経営者の交代が起きることを明らかにしている。

また、既存の経営者からステークホルダーに対し、金銭的なインセンティブに加え、非金銭的なインセンティブも与えると、潜在的買収者による非効率な買収の可能性を下げる効果を持つが、反対に既存の経営者による非効率な買収防衛も引き起こすことを導きだしている。

第6章では、ライツプランによる買収防衛策の導入とステークホルダーの投資水準の関係について分析している。先行研究 **Molin(1996)**や飯島、家田（2006）ではライツプランによる買収防衛についての分析を行っている。本章では、2つの先行研究のモデルに、**Giovannni and Cestone(2006)**で考えられているステークホルダーの存在と **Burkart and Panunzi (2006)**の企業価値の部分立証モデルを組み込み、ライツプランによる買収防衛策とステークホルダーの投資を考慮した既存の経営者の保身行動について分析を行っている。具体的には、既存の経営者が保身のために、買収防衛策を導入するかどうかとステークホルダーへの投資のインセンティブをどのように与えるかについて分析を試みている。

分析の結果、既存の経営者は、自身の保身のためにステークホルダーに対し投資のインセ

ンティブを与え、また買収防衛策を導入するかどうかはステークホルダーの投資のコスト構造によって異なることを明らかにしている。投資コストが低いコスト構造であれば、ライツプランを導入せずとも高い投資水準により、潜在的買収者に買収を諦めさせることができるため、買収防衛策の導入は無差別になる。一方、高費用構造のときは、ステークホルダーの投資水準が相対的に低くなるので、低い投資水準でも保身ができるように買収防衛策を導入する。既存の経営者は高い利得を得ようとするため非効率な買収防衛しか起きず、買収防衛策が効率的な場合も有り得るという Molin(1996)とは異なる結果を得ている。

また、企業価値をどれくらい立証できるかについて、部分的にしか立証せず、株主の利益の一部を毀損するという点では先行研究 Burkart and Pununzi(2006)と同じであるが、買収防衛策やステークホルダーの投資を考慮した場合、買収防衛策を導入したときの企業価値の立証割合は買収防衛策を導入しないときよりも高くなるという先行研究と異なる結果を導き出している。この結果から、既存の経営者は企業価値をできるだけ立証させることで、潜在的買収者の買収コストを増加させ、買収防衛の可能性を高めようと行動することを明らかにしている。

第 7 章では、買収防衛策の手段として MBO によるゴーイングプライベートを行うことが、既存の経営者の交代にどのような影響を与えるかについて、先行研究 Burkart and Panunzi(2006)の企業価値の部分立証モデルを用いて考察している。本章では次の結果が得られている。

敵対的買収者が存在しない場合、既存の経営者は MBO を実施する際に、本来、実現する株式価値（企業価値）より低い株式価値で小株主から株式を買収する。すなわち、先行研究と同様に、自己の利得を高めるために、企業価値の一部のみ立証し、残りを私的便益で得ようとする。

敵対的買収者が存在するとき、追加的企業収益が小さいならば、既存の経営者は MBO を実施してまで買収防衛をする動機はなく、TOB 後の株主としての利得を上昇させるよう行動しようとする。よって MBO において、他者の参入機会を与えておくことは、買収防衛を防ぎつつ、小株主の利益を保護するのには有効であることを明らかにしている。しかし、MBO を実施する場合は、既存の経営者は自己の利得を上昇させるためにある程度の私的便益を得ようとするので、小株主の利得を下げ、第三者の参入を防ごうとする可能性があることを導き出している。

第 8 章では、MBO を考えている既存の経営者と小株主の間に企業価値についての情報の非対称性が存在する場合を想定し、小株主による訴訟が既存の経営者と小株主の間にある情報の非対称性を解消するかどうかについて考察している。本章は、先行研究 Stein(1988)、

花村（2010）をベースに、花村（2010）が行った経営者の価格付け行動についてのシグナリングゲームでの分析を、MBOでの既存の経営者の価格付け行動についてのシグナリングゲームとして分析を行い、さらに小株主によるMBOでの取得価格決定訴訟もモデルに入れて分析を行っている。分析の結果は以下の通りである。

小株主が提訴できない場合、既存の経営者と小株主の間にある企業価値に関する情報の非対称性が解消されるかは、潜在的買収者が買収後にどれくらいの企業価値を実現できるかによって決まる。中程度の企業価値を実現するような潜在的買収者であれば、既存の経営者がMBOでの提示価格を抑えようとするため、既存の経営者が実現できる企業価値にかかわらず同じ価格を提示するため、両者の間にある情報の非対称性は解消されない。それ以外では、既存の経営者はMBOを成功させて利得を得るために、積極的に企業価値を反映させる株式買取価格を提示するので、情報の非対称性は解消される。

小株主が提訴できる場合、中程度の企業価値を実現するような潜在的買収者が現れたときに、既存の経営者と小株主の間にある情報の非対称性を解消させられるかは、裁判所の能力に依存することを導き出している。裁判所が高い調査能力を持つならば、既存の経営者は、企業価値を正確に反映した株式買取価格を提示するので、両者間の情報の非対称性を解消させることができる。しかし、調査能力が低ければ、両者の間にある情報の非対称性は解消されないことを示している。花村（2010）では、TOBの脅威が高まると既存の経営者は積極的に情報開示することを示したのに対し、本章ではMBOにおける株式買取価格について裁判所の能力が高ければ、既存の経営者が情報開示を行うことを示している。

第9章では、本論文として各章の結果をまとめており、今後の課題として次のことをあげている。

第一に、買収問題を考える際に、ステークホルダーとの長期取引関係の問題をどのように扱うかである。本論文ではステークホルダーは既存の経営者との長期取引関係から、既存の経営者が企業経営を行う場合に何らかの企業価値の増加に貢献する主体として捉えており、既存の経営者がステークホルダーに対しインセンティブを与えることを考えていた。本論文で検討したインセンティブの与え方以外の方法での経営者の保身行動や買収防衛の問題を考察していくことが必要である。

第二に法制度の問題である。企業買収における問題の多くは株式取得に係る問題が多い。経営権争いをめぐる株式取得について大きな問題が生じる度に法制度が改正されている。そこで、どのように法制度を設計していくべきかを考察することが重要である。

本研究で分析対象とした事象と領域は、経営者の保身行動や企業買収にかかわる問題の広範な全体像の一部でしかなく当然、未解明な部分も存在し、更なる研究の充実が求められる。

本研究は、以上のような諸課題への研究をより一層発展させるための第一歩である。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文の主題は、情報の経済学やゲーム理論を踏まえた企業経済学的観点から、経営者の交代の可能性のもとでの経営者保身行動と経営者の買収防衛策導入の企業価値への影響をステークホルダーの投資活動などとの関連で理論分析することである。

(論文の概要)

本論文は、経営者の交代の可能性のもとでの経営者の保身行動を理論分析し、買収防衛策の導入による経営者の交代とプロジェクト選択などへの影響を企業価値最大化の観点から検討している。

第1章では、本論文の目的と構成を明らかにし、第2章では、Giovanni and Cestone(2002)の経営者交代モデルにステークホルダーの投資の可能性を導入し、社会的に望ましい経営者の交代やプロジェクトの選択についての理論分析を行っている。第3章においては経営者とステークホルダーの協力の可能性に焦点をあて、既存の経営者とステークホルダーが協力にコミットメントできる場合の社会厚生が、事前交渉ができるがコミットメントできない場合よりも高く、また、非協力的な場合は事前交渉ができるがコミットメントできない場合よりも社会厚生が低くなることを明らかにしている。

第4章では、柳川(2000)や Molin(2006)のモデルを使って、買収防衛策の導入が、潜在的買収者からの非効率な買収を阻止し、企業価値を高める場合と、経営者のモラルハザードを引き起こして企業価値を下げる場合の両方の可能性があることを示している。第5章では、既存の経営者がステークホルダーに対し、関係特殊的な投資のインセンティブを与えるモデルを導入して、そのインセンティブの高さがステークホルダーのホワイトナイトとしての救済的買収の効率性にどのような影響を与えるかについて分析している。第6章では、ライツプランによる買収防衛策の導入とステークホルダーの投資水準の決定をとうした経営者の交代の効率性を論じ、投資コストが高いときは、ステークホルダーの投資水準が相対的に低くなるので、低い投資水準でも保身ができるように買収防衛策を導入し、その結果、既存の経営者は高い利得を得ようとするため非効率な買収防衛が生じることを示している。

第7章では、Burkart and Panunzi(2006)の企業価値の部分立証の概念を導入して、MBO

(マネジメント・バイアウト) によるゴーイングプライベートを行うことが、経営者の交代の効率性にどのような影響を与えるかについて考察し、MBO において、他者の参入機会を与えておくことは、買収防衛を防ぎつつ、小株主の利益を保護するのには有効であることを明らかにしている。また、第 8 章では、MBO を考えている既存の経営者と小株主の間に企業価値についての情報の非対称性が存在する場合を想定し、小株主による取得価格決定訴訟の役割について考察している。小株主が提訴できる場合、潜在的買収者が現れたときに、既存の経営者と小株主の間にある情報の非対称性を解消させられるかどうかは、裁判所の能力に依存することを明らかにしている。

最後に、第 9 章において主要な結論を整理し、今後の課題を指摘している。

(審査結果報告)

野崎竜太郎氏の論文は、経営者の保身行動と敵対的買収の問題を企業経済学的観点から分析し、経営者の交代とステークホルダーの対応、また、買収防衛策に関する経営者行動、および MBO のメカニズムとその役割などについて理論分析しており、つぎのような評価をすることができる。

まず、第 3 章において経営者とステークホルダーの間のコミットメント問題を取り上げ、既存の経営者とステークホルダーが協力にコミットメントできる場合、事前に交渉はできるがコミットメントできない場合、そして非協力的な場合での社会厚生を比較を行っている。野崎氏の分析は、事前に交渉できるがコミットできない場合の分析をゲーム理論の新しい手法をつかってあらたに検討し、精緻な分析をおこなった貢献度の高い内容になっている。

また、第 5 章は、これまでの Riccardo and Falconieri(2008)に代表されるような外生的ホワイトナイトのモデルを投資インセンティブをもつホワイトナイト型へと拡張し救済的買収と敵対的買収の可能性を検討したものである。ステークホルダーがホワイトナイト化する動機を投資インセンティブとの関連で内生化した優れた着想の分析となっている。投資インセンティブが低いときは、ステークホルダーの投資水準が相対的に低くなるので、既存の経営者は高い利得を得ようとするため非効率な買収防衛しか起きないという結論も大変興味深い。

さらに、第 6 章は、ライツプランによる買収防衛策を前章のモデルに導入し、また企業価値の立証に関する Burkart and Panunzi(2006)の手法を組み込んで、経営者の交代の効率性を検討したものであり、既存の経営者は企業価値をできるだけ立証させることで、潜在的買収者の買収コストを増加させ、買収防衛の可能性を高めようと行動することを明らかにしている。従来の分析ではライツプランのもとで買収防衛策の導入が経営者交代にどのような影響を与えるかについて研究がなされてきたが、この章ではステークホルダーの役割と企業価

値の立証性を導入した点で大きな貢献である。

また、第7章と第8章ではMBOの問題を企業経済学的に理論分析している。この問題は実証分析ではいくつかの分析がなされているが、理論分析はまだ萌芽的な研究にとどまっており、野崎氏はこのMBOの問題の理論分析に積極的に挑戦している。経営者の情報優位のもとでの潜在的買収者との価格付け競争とMBOでの取得価格決定訴訟の枠組みのもとで、裁判所が高い調査能力を持つならば、既存の経営者は、企業価値を正確に反映した株式買取価格を提示するので、両者間の情報の非対称性を解消させることができる可能性があることを示している。価格付け競争、取得価格決定訴訟という重要なエレメントを取り込んだきわめて野心的な試みであり、また、一つ一つのモデルの組み立てを丹念に明快な形で理論分析されており優れた取組と評価できる。

ただ、経営者の保身と買収防衛策の導入に関するあらたな興味深い論点を数多く提起している分、モデル分析の複雑さが増しており、得られた結論の内在的な根拠づけが十分に提示されるにいたっていない場合がみられ、この点での今後一層の検討が望まれる。また、経営者の保身行動が企業価値最大化からのかい離をもたらすという主張がなされているが、それを是正する政策上の視点も検討する必要性があるのではないかと思われる。

このように、いくつかの補充し、進めるべき課題は残ってはいるが、本論文は、経営者の交代と買収防衛策の企業価値への影響など企業経済学のこれまでの知見をさらに一歩進める重要な研究を行ったものと高く評価できる。

以上の理由により、審査委員会は、野崎竜太郎氏が、経済学研究科博士後期課程を修了し、博士（経済学）の学位を取得するに十分な水準に達していると認めることができる。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	細 江 守 紀
副査	熊本学園大学教授	慶 田 收
副査	熊本学園大学教授	坂 上 智 哉

氏 名 (本 籍)	二見 妙子 (熊本県)
学 位 の 種 類	博士 (社会福祉学)
学 位 記 番 号	博 (甲) 社会福祉 第 17 号
学位授与の日付	平成 28 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 20 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	インクルーシブ教育運動の構造分析 ——1970 年代の大阪府豊中市における原学級保障運動の分析 と教育運動を活性化させる戦略の解明
論 文 審 査 委 員	(主査) 熊本学園大学教授 堀 正嗣
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 伊藤 良高
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 豊田 謙二
論 文 審 査 委 員	(副査) 元大阪市立大学大学院教授 堀 智晴

内容の要旨

序論

国連の障害者の権利に関する条約批准により、日本国の障害児教育制度は、インクルーシブ教育に向け変化している。これまで、日本の障害児教育制度は、学校教育法 75 条が示す特別支援学校への就学基準を定めた学校教育法施行令 22-3 の規定によって、障害児を居住校区の学校から制度的に排除してきた。この仕組みが改定され、22-3 に規定される子どもたちのうち市町村の教育委員会の判断によって認定される者のみが、「特別支援学校就学認定者」として、特別支援学校へ就学することになった。保護者の意見の尊重についても特記がある。しかし、就学先決定の「前提」には、「保護者、本人、学校、市町村教育委員会における合意形成」により、市町村の教育委員会の最終決定権が位置けられたままである。専門家組織と当事者の力関係の差により、就学先決定に関する保護者や当事者の声は、かき消されてしまうことも懸念される。そして、近年の現状として、特別支援学校への就学者が増加している。

一方日本では、1970 年代より、原則統合を求める「共に生きる教育」運動が展開されてきた。この運動は、現在「インクルーシブ教育」という言葉を使用して、原則統合の障害児教育推進要求を展開している。本研究では、1970 年代以降、国家の教育政策との間にねじれを

生じさせながら、「共に生きる教育」の運動を、よりラディカルに展開してきた、大阪府豊中市の運動を考察する。分析枠には、イギリス障害学研究の立場から John Swain と Maureen Gillman と Sally French が示す SEAWALL を「障壁モデル」として採用する。

なお本研究には、関係資料の収集及び、当時運動に関わってこられた方々へのインタビューより得られた情報を使用する。インタビュー方法としては、ホルスタインとグブリアム（2004）が提唱する「アクティブインタビュー」を参考にした。インタビュー内容の本論文中への記載については、すでに文書にて同意を得ている。

本研究が採用する研究方法、つまり、日本における「共に生きる教育」運動の歴史をイギリス障害学研究の分析枠を用い考察した先行研究は存在しない。

第1章

障害児を健常児の教育から排除してきたのは「障壁モデル」の全ての要素である。第1章では、豊中市の運動の特徴をより明らかにするために、戦後から1970年代初頭までの日教組障害児教育運動の議論を把握した。1960年代後半の日教組障害児教育運動では、障害児の教育権保障が主張され、就学猶予免除解消運動が昂揚した。より重度の子どもたちを排除する「環境の障壁」として養護学校や特殊学級の不足が訴えられた。同時に、制度の規則に則る自らの実践への反省を「環境の障壁」として捉える視点も存在した。しかし、発達保障論を主流とする日教組の障害児教育運動は、障害児と健常児の間にある階層的な権力関係を反映する分離教育制度に抗する意識は脆弱であった。また、豊中市の運動が開始する直前の日教組障害児教育運動では、就学猶予免除解消のための養護学校や特殊学級づくりの運動に対する矛盾や課題もある程度把握されていたことが判明した。就学猶予免除制度を残したままの養護学校や特殊学級の増加は、「構造の障壁」を強化することや、特殊学級担任の孤立や保護者の分断が運動を妨げることへの指摘が、存在していた。そして、運動だけでは、すべての子どもたちの就学を保障し得ない、つまり制度化の必要性の指摘も存在していた。また、当時の日教組内部には、差し迫る養護学校の義務化をめぐる意見の違いによる、『左』右の動揺が懸念されていた。このような、1970年代初頭までの日教組の障害児教育運動における議論は、その直後に展開される、豊中市の運動に影響を与えたと考えられる。

第2章

第2章では、第3章「ひろがり学級」設置の運動開始直前までの、豊中市における同和教育運動と豊中市教組の運動を概観した。豊中市教組の障害児教育運動は、日教組障害児教育運動の継続としての側面と同時に、同和教育運動の影響を強く受け、障害児と健常児の区分

による権力関係の差を反映する分離教育制度に抗す視点が、明確であることが分かった。

まず、教組方針に「障害児教育」の項が立ち上げられ「障害児教育委員会」が設置される。この組織改編は、これまでの制度の規則に基づく教組内部の組織機構を「環境の障壁」として捉えるものである。この障害児教育委員会は、豊中市の運動の推進拠点となる。しかし、その設置当初には、院内学級通学児を府立養護学校へ移管措置する運動を展開するなど、まだ、障害児に必要な条件を整えることによる「環境の障壁」除去と、障害児と健常児を区分する教育制度の間に存在する矛盾を乗り越える戦略は存在していなかった。

また、同和教育運動の組織化に伴い制定された、豊中市の同和教育基本方針に、障害児教育の項が立ち上げられる経緯も見た。この方針への位置づけは、障害児教育の課題を教職員の課題にすると同時に、市の行政課題へと高めた点が重要である。しかし、運動における「差別するものとされるもの」という関係構造への視点の強さに対し、市によってなされる本方針は、「障害児の教育の機会均等保障」を主張するものであった。この教育権の保障の矛盾については、持田栄一の論を参照した。持田は、「教育権の概念は、一般の人々の要求を意味するものではなく、国家権力が支配するもの」と述べていた。つまり、教育権の保障を国家及び行政に対しに要求するということは、本質的に、「構造の障壁」（権力関係）の影響を受ける「環境の障壁」（制度の思想）に拘束されるものであることを持田は示していた。運動が、その矛盾を意識するのは、第3章「ひろがり学級」設置の運動以降である。

第3章

第3章では、豊中市の障害児教育を歴史的に転換させる「ひろがり学級」設置の運動を分析した。この運動は、教職員組合、進路保障委員会、同和教育研究会、特殊学級担当者会による、就学猶予免除児家庭の訪問を契機に開始する。

家庭訪問により就学猶予免除の実態を把握した教師たちは、分離教育体制の中で障害児の置かれている現実を知らずにいた自分自身の「慣習的態度」を深く反省する。豊中市の教職員組合は、これを個人の態度の問題として終わらせることなく、組織的な課題として取り組んだ。

運動は、親の思いを聞きながら展開された。この自らの有り様を転換しようとする教職員集団の運動に影響を受け、親の運動も発展した。親の運動の発展はまた、教職員の運動も進展させた。行政が、「すべての就学猶予免除児童を受け入れるだけの条件を整えることができない」と回答した時、「条件が整わないなら整わない中で、すべての子どもたちを校区の学校で受け入れる」ということを、教職員側は組織的に覚悟している。教職員の運動は、「構造の障壁」の影響を受け周辺化されてきた「環境の障壁」（人的物的環境の不備）を、障害児を排

除する「態度の障壁」に帰することを許さなかったのである。この主張に励まされた保護者たちは、「誰が何といても校区の学校に行く」と主張する。しかし、すべての子どもたちの就学保障と保護者の分断回避のために「ひろがり学級」設置要求は遂行され、市内4校（設置は3校）へ未就学児全員の就学保障が決定した。

第4章

現在、豊中市では、就学前の障害児は優先的に保育所（幼稚園）への入園（所）が保障されている。この仕組みは、先の「ひろがり学級」設置の運動とほぼ同時期に展開した「豊中市障害児（者）問題研究会」の運動の尽力によってもたらされたものである。

「うちの子どもは、地域の幼稚園や保育所に行っては行けないのか」という保護者の声を聞いた療育施設の職員は、これを自治労運動に反映した。障害児に門戸を開いたのは、運動よりも豊中市行政の方が先であった。障害児受け入れに際し、当時の現場の反応には、「態度の障壁」が現れた。

豊中市障問研と自治労豊中は、これまでの制度的実践の反映として生じる現場の「態度の障壁」を除去するには、「環境の障壁」除去が必要であると考えた。つまり、市に障害児保育基本方針を策定させ、障害児の優先入所を制度化させたのである。また、障害児の個別支援と集団保育の質を高めることと、保母の労働条件緩和のために「一対一加配」を行政に約束させている。これにより障害児の受け入れは進むが、一方で、1対1加配制度は矛盾を生んだ。「構造の障壁」（経済）の問題を反映し、加配を付けることができないことが、障害児の入所を拒んだ。また、加配が付くことが排除の理由となる場合もあった。運動を牽引する中で障問研は、障害児保育の問題は、量的加配だけでは解決できない実践の質の問題であることを明らかにした。また障問研は、すべての障害児を受け入れのための、加配の仕組みの見直しも、自治労に要求している。

第5章

運動は、第3章の運動によって設置された「ひろがり学級」を、就学猶予免除解消のために必要な物的人的環境整備であると認識しながらも、一方で障害児のみが拠点化された学校に通うことを、障害児と健常児の権力関係の差を強化するものとして批判した。そして本運動は、「ひろがり学級」や養護学校、施設などの校区外の学校へ通う子どもたちを、校区の学校へ帰す運動へと発展した。またそれに伴い教職員らは、これまでの障害児と健常児を区分する教育実践こそが、教職員や子どもたちに「態度の障壁」をもたらす「環境の障壁」であることを議論していた。そして「障害児をその学級に止めることなく、普通学級に位置付け

る」、つまり制度の規則や思想に抗し原学級保障運動が開始されるのである。

この議論の展開と同時期に、「ひろがり学級」から校区の学校へ及び、養護学校から校区の学校への転校希望者が登場した。市教委は、転校を認める場合と認めない場合があった。その理由には、「転校先には、条件が整っていない」こと、つまり「環境の障壁」（人的物的環境の不備）が挙げられた。また、制度の規則を実施する立場である市教委にとって、豊中市教組の運動の方針転換は、「せっかく作った『ひろがり学級』が解体すると、以降、市としての障害児教育がやりにくくなる」との苦悩を伴った。しかし、転校を認められなかった親子は、許可が降りないまま校区の学校への就学を「実力行使」する。教組はこれを支えるため市教委との交渉をくり返し、市教委も制度の規則を越える「全日交流」という形で、校区の普通学級への通学を黙認する。そしてまた、学校現場では、制度の規則を越え「在籍」のない子どもたちを受け入れた。つまり親子、学校、教組、市教委のそれぞれが、制度の規則を越えた実践を展開したのである。第5章では、他にも、校区外通学児が校区の学校へと転校する経緯を示した。

しかし、この取り組みは、市議会において市教委が激しく追求されることになった。その追求の意味を明らかにした。

第6章

6章では、1972年に普通学級に入学した幸と共に変わっていく、北丘小学校の実践と、幸とまわりの子どもたちの成長、地域社会の変化を分析した。

幸入学直後の北丘小学校には、地域の人々や担任教師に「態度の障壁」が現れた。しかし、北丘小学校では、これを個人的な問題に帰結せず、学校全体の問題として把握された。その支援体制や教育方法が、制度の規則や思想を越えて検討された。その結果、幸と子どもたちの間には「けんか」のできる関係が育ち、さらに地域の人々の幸に対する態度を変えた。つまり、「構造の障壁」の上に成りたつ「環境の障壁」の上に成りたつものとして「態度の障壁」が捉えられ、これを解消するために、「環境の障壁」の除去が図られ、その結果「態度の障壁」が除去されていたことを示した。

第7章

豊中市の運動は、大阪・15単組連絡会の障害児教育運動へと発展した。第7章では、15単組連絡会が、養護学校設置運動から原学級保障運動へと方向転換するに至る葛藤を示した。15単組連絡会は、「これまでの組合の教育論、教育実践を根底から覆すほどの重みを持つもの」として捉え、苦渋の中で方向転換を決意していた。また、1977年に開催された15単組

連絡会第 1 回障害児教育集会の前日には、運動のめざす方向性について、「障害児学級か普通学級か」について議論が行われていた。教育制度を徹底的に批判する山口と、現状における運動の可能性を探る田淵の間には意見の違いが生じていた。しかし、「矛盾を排除せず矛盾と共に進む」ことによって、本運動は、条件を整えながらその矛盾を埋める実践が展開されてきたことを「運動の構造」として示した。

また一方、市議会からの批判される豊中市の教育委員会は、「豊中市障害児教育基本方針」を策定する。しかし策定された方針には、本運動にて得られた知見が反映されていた。たとえば「就学猶予免除制度に抗し、すべての障害児の教育権の明記」「分離教育制度に抗し、校区就学保障の明記」「就学指導体制を取らず、保護者の希望の優先」「校区間移籍を認めた」「各学校は、障害児が健常児と共に学ぶための教育目標を設定することを明示」の 4 点は、本運動の反映である。本方針の策定は、部分的にはあるが、国家の分離教育政策の強制を回避し、豊中市の「共に生きる教育」の運動実践発展のために重要な役割を果たしている。

終章

7 章までの分析を基に、終章では、本運動が向き合った障壁とこれを解消するための戦略について考察を行った。

まず、日教組と豊中市の障害児教育運動における、障壁の要素のとらえ方の違いを図示した。豊中市の運動は、「構造の障壁」の影響を受けるものとして「環境の障壁」をとらえ、また「態度の障壁」は「環境の障壁」の影響を受けるものとしてとらえられていた。そして、豊中市の運動が採用した「環境の障壁」除去の戦略について、「障壁モデル」の左のレンガから順に説明した。豊中市の運動は、差別的言語の要素を除去し、制度化された政策、組織、規則、法律の除去または回避を行い、専門職の実践を転換することと同時に、周辺化されてきた人的物的環境の整備を行っていた。そして、「環境の障壁」除去による「構造の障壁」の回避及び、「環境の障壁」除去による「態度の障壁」の変化について本論より事例を示した。また「環境の障壁」に影響を与える支配的イデオロギーへの対抗ヘゲモニー普及の経過を、「運動の教育力」として示した。

最後に、本運動の今日的課題として、「環境の障壁」（制度の規則）について、John Swain と Maureen Gillman と Sally French らが述べる、「当事者の声を専門家の声に優先させる」という視点から考察した。

序論に述べたように学校教育法施行令の改正によっても、22-3 に規定される子どもたちの就学先は、最終的には、教育委員会の決定権による。保護者の意見は聞かれるが、出生前後すぐから、保健医療福祉の制度によって保護管理される障害児やその保護者にとって、普

通学校への就学に関する情報を得ることは難しい。したがって、今後の運動は、当事者（保護者）の声を最終的な決定権を付与すること、及び、障害者運動や「共に生きる教育」の運動の立場から子どもや親の思いを聞き、情報提供のできる相談員を制度的に位置づけること、また当事者や保護者の願いが権力によって監視されないようにする機能を持つ第3者機関の制度的位置づけを行政に対し要求していくことが重要である。

以上のことから、本研究によって明らかとなった、インクルーシブ教育運動を活性化する要因として、以下の4点を挙げた。

- ①障壁を構造的にとらえること。
- ②運動も構造的にとらえ、思想と実践と条件整備が構造的に機能するように図ること。
- ③運動拠点の必要性。
- ④障害者と共に協働するとは、「自分の労働を媒介しながら『障害者のため』などではなく、自分の価値ある労働内容づくりのためにたたかう」ことであることを認識すること。

審査結果の要旨

（論文の主題）

イギリス障害学によって開発された「障壁モデル」（The SEAwall of Institutional Discrimination）を準拠枠として、大阪府豊中市で1970年代に展開された原学級保障運動を分析することにより、分離教育制度を基盤とした障壁の構造及び教育運動の採用した戦略の有効性を分析し、教育運動を活性化させる要因を解明することが本論文の主題である。

（論文の概要）

本論文は、序章と終章を含めて9つの章から構成されている。序章では、インクルーシブ教育を取り巻く政策動向の検討を通して研究課題を抽出するとともに、先行研究の検討を通して本論文の学問的位置を明らかに、更に分析枠組みとしての「障壁モデル」について詳述している。それを受けて、第1章では豊中市における運動の源流である1970年代初頭までの日本教職員組合（日教組）障害児教育運動の構造を分析している。第2章では豊中市における原学級保障運動の端緒である「ひろがり学級設置運動」以前の運動の構造を、第3章では「ひろがり学級設置運動」の構造を、前章で解明した日教組運動から原学級保障運動に発展する移行期の運動として分析する。第4章では義務教育段階の運動とともに展開された幼稚園・保育所への「障害児優先入園（所）運動」の分析を通して、「環境の障壁」と「態度の

障壁」の解消を一体的に追及する戦略を抽出している。第5章は「校区に子どもたちを返す運動」の戦略と直面した葛藤の分析であり、「環境の障壁」を除去するために教育行政に働きかける戦略の重要性を明らかにしている。第6章では、前章の運動との関係で展開された教育実践を分析し、「環境の障壁」と「態度の障壁」の関係を考察している。第7章では、原学級保障の制度化によって、障壁除去に重要な役割を果たした「豊中市障害児教育基本方針」策定の経緯と意義を分析している。以上を総括して、終章では「豊中市の運動が採用した戦略」及び「インクルーシブ教育運動を活性化する要因」について考察している。

上記をやや詳細に論述すれば以下ようになる。序章では、障害者権利条約批准に向けた制度改革においてインクルーシブ教育をめぐる政策が「原則分離」の制度を転換しないままに推進されていることを指摘し、『共に生きる教育』の運動の発展として推進されるインクルーシブ教育運動」の活性化が必要であることを提起する。そして、そのために、国内において最も成功したインクルーシブ教育運動の事例のひとつである豊中市の運動に注目し、「豊中市における1970年代の教育運動を分析し、これが向き合った障壁、及びこれを解消するための戦略の有効性と限界を把握することによって、今後のインクルーシブ教育運動を活性化する要因を示す」ことを研究課題として設定している。また、イギリス障害学の研究者である Sally French らによって開発された「障壁モデル」を準拠枠とすることを明らかにしている。

第1章では、1960年代の日教組障害児教育運動においては、障害児の教育権保障が主張され、就学猶予免除の解消運動が昂揚したが、障害者と健常者の間にある階層的権力関係を反映した分離教育制度に対する批判意識は脆弱であったことが指摘されている。ただし、養護学校・特殊学級設置運動に内在する課題や矛盾については一定の認識が醸成されていたことが示されている。

第2章では、「ひろがり学級設置」の運動直前までの豊中市における同和教育運動と教組運動を分析している。この時期、豊中市教組に「障害児教育委員会」が設置され運動の拠点となるが、養護学校の拡充など条件整備要求が中心であった。一方、豊中市同和教育基本方針に障害児教育の項が立ち上げられ、「差別するものとされるもの」という関係構造が意識化された。この2つの対比から、この時期の運動は基本的に日教組教育運動の継続という性格を持つものであるが、差別問題として障害者問題をとらえる認識により分離教育への批判意識の萌芽がみられることを明らかにしている。

第3章では、豊中市の障害児教育を歴史的に転換させた「ひろがり学級」設置運動を分析している。「ひろがり学級」とは就学猶予免除児の解消（就学保障）のために教組が設置を要求した広域特殊学級である。運動の展開の中で、必要な学級数が設置されない場合には、「す

べての子どもたちを校区の学校に受け入れる」ことを教員は意思統一している。この運動の中で、教員は自らの障害児への差別意識を厳しく問い直し、障害児を校区の学校から排除する分離教育制度の差別性への自覚を深めていった。最終的には必要な学級数が設置されるが、教員の運動に励まされた保護者の中から、「誰が何といても校区の学校に行く」と主張する者も生まれてきた。このように、制度化を求める運動を通して、教員や親の意識変革が行われていくという相互作用が描き出されている。

第4章は、「ひろがり学級」設置運動とほぼ同時期に展開した、幼稚園・保育所への「障害児優先入園（所）運動」を分析している。就学前教育の場である幼稚園・保育所への障害児入園（所）運動は、義務教育段階における原学級保障運動と相互に影響を与えつつ展開してきた。幼稚園・保育所においては特殊学級の制度はなく、教員・保母の加配をめぐる運動として条件整備要求は展開した。そして、運動展開の中で、「障害児保育の問題は、量的加配だけでは解決できない実践の質の問題である」ことが自覚されるに至る。これは、原学級保障運動において、分離教育制度の差別性が運動主体に自覚されることと響き合うものである。

第5章においては、豊中市における「校区保障運動」（「ひろがり学級」や養護学校、施設などの校区外の学校に通う子どもたちを校区の学校へ帰す運動）及び「原学級保障運動」（障害児が特殊学級ではなく原学級〔通常学級〕において健常児とともに学ぶことを求める運動）を分析している。養護学校から地域の学校への転校を希望し、それが教育委員会に認められなかったために、「実力行使」して校区校に通学する親子が出てきた。教員はそうした親子を受け止めるとともに、教育委員会と交渉して「全日交流」として黙認させることに成功した。しかしながら、市議会において市教委の姿勢は厳しい批判を受けることになった。こうした運動の展開と葛藤の中で、教職員及び教育行政担当者の意識変革が進むとともに、原学級保障を支える政策の必要性が自覚されていく。

第6章においては、前章の運動との関係で展開された北丘小学校の教育実践を分析し、運動と実践の関係性を描き出している。障害児の入学直後には、差別的な認識・感情・行動といった「態度の障壁」が顕在化したが、同校ではこれを学校全体の支援体制や教育方法の問題としてとらえ改革に取り組んだ。その結果、差別的な認識や行動も解消されていった。障壁の重層的構造を視野に入れ、システムの改革を意識変革と同時に志向した実践であり、第5章の運動の戦略と共鳴し合うものである。

第7章では、豊中市の「矛盾を排除せず矛盾とともに進む」（障害児学級設置により原学級保障を推進する）という運動戦略が、大阪府下各自治体の運動に影響を与え、原学級保障運動が各地で発展していったことを明らかにしている。また「豊中市障害児教育基本方針」（1978年）は豊中市の原学級保障運動の到達点であり、分離教育制度の下において原学級保障

を推進する自治体として政策がこれにより確立したことを明らかにしている。

終章では、第 7 章までの分析を総括し、「本運動が向き合った障壁とこれを解消するための戦略」及び「インクルーシブ教育運動を活性化する要因」を明らかにしている。前者については、「態度の障壁」（差別的な認識・感情・行動）を個人的な問題にとらえず、「環境の障壁」（差別的な規則・組織、教育実践、物理的環境、合理的配慮の欠如等）との関係において生起するものと認識し、両方の障壁の解消を同時に追求したことが豊中市の運動戦略の独自性であるとしている。また、分離教育の制度である特殊学級を活用することにより原学級保障を推進してきたことみ見られるように、ラディカルな思想に基づいて現実的な運動を展開してきたことも独自の戦略であるとされる。

後者については、①障壁を構造的にとらえること、②運動も構造的にとらえ、思想と実践と条件整備が構造的に機能するように図ること、③運動拠点の必要性、④自分の価値ある労働内容づくりのためにたたかう、という 4 点を抽出している。

（論文の評価）

本論文は、日本におけるインクルーシブ教育をめざす教育運動を対象化して、構造的に分析考察したものである。大阪府下（とりわけ北摂地域）の各自治体における障害児教育は、1970 年代以降「原学級保障」を求める教育運動により大きな転換発展を遂げ、今日では日本におけるインクルーシブ教育の先進地として知られている。にもかかわらず、教育運動・教育実践を担ってきた親・教員などによる記録や報告は数多く存在するが、こうした地域の障害児教育の転換発展過程を通史的に分析し、その構造を学術的に明らかにする研究はこれまで行われていない。インクルーシブ教育については、欧米の制度や実践の紹介や研究が多くを占め、原学級保障に関する研究が極めて少ないため、外来のものにとらえられる傾向すらある。

こうした研究状況の中で、大阪北摂地域の中でも原学級保障運動が最も成功した自治体の一つであり、大阪の他の自治体の運動にも重大な影響を与えてきた豊中市に焦点化して、教育・保育運動の展開過程とそれが市内の障害児教育をインクルーシブな方向の教育に転換することに果たしてきた役割を、豊富な資料の分析と多数の関係者へのインタビューにより解明したことは、先駆的開拓的研究として学術的意義が認められる。この点が第 1 の意義である。

本研究は、国際的にも高く評価されているイギリス障害学研究の成果を踏まえて、ディスアビリティ現象としてインクルーシブ教育運動が直面した障壁を分析したものである。ディスアビリティ現象とは、「障害の社会モデル」の立場に立って、障害児者への抑圧・差別・権

利侵害として障害問題を認識する枠組みである。こうした枠組みに立つイギリス障害学の中でも、教育・福祉など対人援助におけるディスアビリティ現象への構造分析のツールとして広く用いられている「障壁モデル」を準拠枠として、構造・組織・態度の3つの層からなる多様な要因が相互に影響し合う動的な関係構造として障壁を把握し、それに対峙する運動を分析している。その結果、「態度の障壁」を「環境の障壁」との相互関係において生起するものと認識し、両方の障壁の解消を一体的に追求したこと等の、豊中市の運動戦略の独自性が明らかとなった。この点が第2の意義である。

また各章において、先行研究には見られない独自の分析が行われていることも注目される。たとえば、「ひろがり学級」設置の意味を解明するにあたって、「環境の障壁」と「態度の障壁」の相互関係を明らかにし、またこの2つの障壁に対抗する運動戦略が同和教育運動の影響を受けていることを明らかにしている点は独自の分析である。また、障害児優先入園(所)運動を問い直すことによって、「構造の障壁：財政措置」「環境の障壁：加配の配置」「態度の障壁：1対1関係の重視」が相互に作用し合っている構造を描き出し、「量の問題から質の問題へ」と視座の転換が図られていることを解明しているが、この点も独自の分析である。このように各章においていくつかの独創的な分析が行われていることが本論文の第3の意義である。

第4の意義は、特別支援教育からインクルーシブ教育への転換が求められている状況の中での教育運動のあり方に対して、示唆を与えるものであるという点である。日本政府は国連障害者権利条約を批准し、学校教育法の改正など国内法の整備も進めてきた。しかしながら、文科省が推進している「インクルーシブ教育システム」は、特別支援学校・学級を核とした分離教育制度を前提とするものであり、障害者権利条約が求めている「共生のためのインクルーシブ教育」とは乖離しているとの批判が障害当事者や研究者から提起されている。こうした状況の中で、「共生のためのインクルーシブ教育」に転換していくために教育運動に求められる視点を提起し、具体的な提言をも行ったことが本論文の第4の意義である。

一方で本論文には、いくつかの課題も残されている。第1に本論文は「障壁モデル」に依拠して分析を行っているが、こうした分析方法の負の作用として、資料やインタビューから浮かび上がる現実の一定の部分が漏れ落ちてしまうということが懸念される。膨大の情報を分析して、その背後にある構造を論理的に分析するための道具として「障壁モデル」を援用していることには意義があるが、そのことが逆に現実のある部分を覆い隠すというジレンマが存在する。今後の課題としては、こうしたジレンマに自覚的に取り組み、「障壁モデル」から漏れ落ちてしまう現実や構造をも描き出すための方法論的探求が求められる。

また、具体的提言の一つとして「子どもや親の思いを聞き、情報提供できる相談員を制度的

に位置づける」とあるが、相談員に求められる専門性を明らかにしていくことも今後の課題である。さらに、豊中市において原学級保障運動が独自の発展を遂げ、大きな成果を収めた背景にある地域の文化や歴史との関わりを明らかにすることも期待される。

以上のような課題はあるものの、本論文には上述の学問的意義があり、総合的に見て、博士（社会福祉学）の学位を取得する水準に達しているものと評価する。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	堀	正 嗣
副査	熊本学園大学教授	伊 藤	良 高
副査	熊本学園大学教授	豊 田	謙 二
副査	元大阪市立大学大学院教授	堀	智 晴

氏 名 (本 籍)	井上 ゆかり (熊本県)
学 位 の 種 類	博士 (社会福祉学)
学 位 記 番 号	博 (甲) 社会福祉 第 18 号
学位授与の日付	平成 28 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 20 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	水俣病多発漁村における漁民・漁業被害の多重連環 ー熊本県芦北町女島での社会学ならびに医学的調査による実証研究
論 文 審 査 委 員	(主査) 熊本学園大学教授 花田 昌宣
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 山中 進
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 下地 明友
論 文 審 査 委 員	(副査) 鳥取大学准教授 家中 茂

内容の要旨

1. 本研究が取り扱うのは以下の 3 点である

- 1) 生業である漁業の変遷、漁撈組織内の変化、漁業習俗などをおして水俣病事件発生前の漁村の社会関係を検討し、食物連鎖を共有する生活の場の特徴を捉えること
- 2) 患者発生にともなう不買運動の歴史、漁民抗議行動の不知火海沿岸漁協と旧湯浦漁協との違い、漁業補償契約内容を考察することで生きる糧を奪われ続けた「漁業被害」を捉えること
- 3) 行政が認定する水俣病と実態的な水俣病の違いを医学的調査、あるいは資料発掘から得られたデータを使用し、水俣病を捉える実践的方法を提示すること

以上 1～3 点は、いまだ先行研究などによって明らかにされていないため、自分自身の課題として取り組んだ。

2. 上記の課題設定に基づき調査研究を実施した

上記課題設定に基づき社会学的調査および医学的調査を実施した。序章において、研究の目的と課題及び方法が述べ、本論文の主題に限定した研究サーベイを示し本

研究上の課題を呈示した。

第1章『全村的共同体』としての女島—統体制を中心に—では、調査対象地域における近代の漁村の成立過程、戦前から戦後にかけての漁業、その後はじまった全村的共同体を形成した巾着網漁の盛衰を概観し、生活基盤である漁業を概観した。

そのうえで、陸の孤島と揶揄された環境、漁撈組織と婚姻関係、漁撈習俗、食生活、漁業に携わる女性の仕事から、漁撈組織の内実、漁村の暮らしを明確にすることで、「全村的共同体」という社会関係の特徴があることを示唆した。これらは2008（平成20）年～2015（平成27）年にかけて行った社会学的調査で明らかにした。

第2章「水俣市漁協と旧湯浦漁協が被った『漁業被害』の性格」において、水俣病の患者発生にともない起きた水俣市鮮魚商組合による不買宣言のひろがり、不知火海沿岸の漁民と旧湯浦漁協の抗議行動を概観した。これらは資料調査を通して明示した。

第3章「女島の『漁民被害』の存在形態」では、水俣からはじまった患者隠しの歴史、沖行政区での患者隠しの実態と未認定患者運動への展開、女島における第1号患者発生から10年間水俣病患者がでなかった歴史的背景を明確にした。

そのうえで、医学的調査と社会学的調査で得られた結果から、地域・漁撈組織・世帯において水俣病をマッピング、ジェノグラムを作成し、水俣病問題の根幹を視覚的に明示した。「実態的水俣病の歴史」ジェノグラムでは、4世代にわたる世帯内の医学的調査結果を図示し、慢性水俣病を家族でとらえる取り組みを行った。

また、医学的調査に対する拒絶反応が示す水俣病の歴史的背景、医学的調査と行政処分結果の乖離、自覚症状が日常生活に及ぼす弊害、1976（昭和51）年の不知火学術総合調査団の医学的調査結果と今回行った医学的調査結果で同一患者を抜粋し、34年後の神経学的経過を考察することで「実態的水俣病」を明らかにするはじめての試みを行った。さらに、熊本県衛生研究所が行った毛髪水銀結果と原田正純が行ってきた臍帯水銀結果を女島で明示し、行政処分結果と対比させ検討し、「漁民被害」の内実を論じた。この調査は2011（平成23）年～2012（平成24）年にかけて原田正純、下地明友医師らと行い、原田亡き後、下地とともに調査資料の解析を行った。

これらの結論として、終章「濃縮される漁村の水俣病被害」において、「本研究の目的」であげた「社会的食物連鎖」という視点で漁村における「漁業被害」と「漁民被害」が社会的食物連鎖のなかで権力をもつ国・熊本県・チッソによって水俣病被害は生産され続けている現状を記した。水俣病公式確認後60年を迎えるなかで、

水俣病政策、水俣病認定制度の改革案を提示した。

審査結果の要旨

（論文の主題）

不知火海沿岸住民の生業である漁業の盛衰の過程を、漁労組織の形態変容やコミュニティの習俗に着目して「全村的共同体」の特徴を検討し、そこに襲来した水俣病被害とはなにかを明らかにしようとするものである。従来の水俣病研究史においては社会科学的研究が比較的薄いといわれており、とりわけ漁村研究は水俣病の発生機序の解明にとって重要内地を締め出すはずであるところ、未開拓の分野であった。本研究はその欠落を埋め、さらに生業と水俣病被害の連関を解明することを目的としている。芦北の一漁村住民への長期間にわたる密着調査を通して、歴史的変遷過程の追跡という通時的分析と現地密着による共時的視点からの調査を交錯させ、生業、生活そして健康被害を一体的にとらえその重量作用の解析から、水俣病の問題が示す現在の課題と将来への展望を示そうとするものである。

（論文の概要）

序章において、研究の目的と課題及び方法が述べられる。研究対象地域及びその方法について詳述したうえで、本論文で用いられる諸概念を説明し、主題に限定した研究サーベイを示したうえで、本研究上の課題が呈示されている。

第1章は『『全村的共同体』としての女島：統体制を中心に』と題されており、第一節沖行政区の地域的性格、第二節全村的共同体としての統体制の成立と展開、第三節漁労活動と女性からなる。本章を通して近代における芦北町女島漁村の地域の特徴が資料に基づき明らかにされる。明治期以来の漁村の成立過程を資料に基づき明らかにし、戦後発展した巾着網漁といわれる大人数漁業が必要とした網組織の成立を漁業者コミュニティ形成の特徴づける統体制として明確に示し、この漁村における漁業の発展及び衰退の過程が示される。そこではこの漁労組織を支える親族構造や漁村の習俗が明確に描き出される。また、生産物たるイワシの流通の起点としての漁村のあり方にも言及されており、本論文の実証すべき水俣病被害の発現形態の前提状況が社会史的に明らかにされている。

第2章「水俣市漁協と旧湯浦漁協が被った漁業被害の性格」では、このような漁村を襲った水俣病とそれがもたらした漁業被害について水俣病事件史をたどりながら、漁民暴動と言われる漁民の決起というコンフリクト、そしてその結果がもたらした漁業補償のもたらす影

響を被害の観点から記述している。

それを受けて第3章「女島の漁民被害の存在形態」は第一節不知火海沿岸漁協の患者隠しの地域的展開、第2章第1号患者から10年間の沈黙、第三節医学的調査と社会学的調査でみる漁民被害の実態から校正される。本章において漁民に襲いかかってきた水俣病という健康被害が、社会的側面（制度政策と被害者運動）および医学的側面の両面から解析される。とくに過去の医学資料を丹念に渉猟したうえで、疫学的聞き取りと臨床医学的調査を対象地区の悉皆調査として実施した結果が示される。いっぽう、漁民資料や丹念なヒアリングに基づいて社会学的な分析を加えて、家族樹形図を作成し水俣病被害のジェノグラムの作成に成功した。それらを通して、実態的水俣病と補償救済制度によって規定される権力的水俣病としか表現できないものの乖離を剔抉し、問題構造を明確に示した。いずれにおいても、漁村及び地域住民への密着した調査および原田医師および下地医師らとの検診等の結果と資料の発掘を通してまとめあげられたものである。

終章では濃縮される漁村の水俣病被害として、筆者の言うところの「社会的食物連鎖」によって、被害そのものが「濃縮」されてきたという社会的分析が加えられ、水俣病被害の社会的側面を明瞭に示し、今後の課題と展望を明らかにした。

（論文の評価）

水俣病という健康被害と漁村地区および漁民たちの被った被害を医学的調査ならびに社会学的調査を踏まえて実施した本研究は、類似の研究がなく高く評価され、水俣学研究への重要な公権をもたらしたものと判断される。

とくに、芦北町沖行政区の漁村集落の悉皆調査を実施し、過去の臍帯水銀および毛髪水銀のデータを発掘し、34年前の住民の健康調査結果と存命の住民に健康調査結果、ならびに認定、未認定、医療救済制度の対象などの行政的な水俣病のステータス（権力的水俣病）とを重ね合わせて、分析した点は高く評価される。また、住民の手記などを発掘したうえで、聞き書きを続け、それに基づいた家族樹形図を作成し、上記のデータを反映させて地域ぐるみの健康被害（実態的水俣病）を明らかにし、実態的水俣病と権力的水俣病の乖離を明確に実証し得たことは高く評価される。

第二に、芦北の漁村に長年にわたって調査を継続的に実施し、資料的裏付けのある漁村生活誌とその変遷過程を丁寧に叙述した。従来に水俣病研究史においては漁村の記述をしたものはいくつか見いだされるが、漁村誌と漁業の変遷を詳細に記述したものはなく、地域に内在した調査研究として意義がある。さらにそれらの記述のなかに水俣病被害を埋め込むことによって、工業生産による海の汚染が生業（漁業およびその組織的編成形態）を通して、地

域にもたらした健康被害を明瞭に示した点は高く評価される。

「全村的共同体」、「漁民被害と漁村被害の区別と連関」、「社会的食物連鎖」「被害家族のジェノグラム」「権力的水俣病」など、筆者の調査に裏付けられた事実の発見と課題の提起がなされており、その点は高く評価されるものである。がそのことの裏返しになるが、先行研究の検討と概念的記述が脆弱であり、筆者独自の概念が既存の学問方法からの批判に答えることができるのかという課題が残る。この点は、水俣学研究という原田正純氏が開拓した研究領域と方法に答えうるものであると言うことは可能であるが、学術的深化が求められるであろう。その点は筆者の今後の課題として残された。

以上のことから、本論文は博士（社会福祉学）の学位に相当するものと評価される。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	花	田	昌	宣
副査	熊本学園大学教授	山	中		進
副査	熊本学園大学教授	下	地	明	友
副査	鳥取大学准教授	家	中		茂

氏 名 (本 籍)	田尻 雅美 (熊本県)
学 位 の 種 類	博士 (社会福祉学)
学 位 記 番 号	博 (甲) 社会福祉 第 19 号
学位授与の日付	平成 28 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 20 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	胎児性・小児性水俣病の社会福祉的ケアの課題と将来への展望 ～被害の多様性を踏まえた分析～
論 文 審 査 委 員	(主査) 熊本学園大学教授 花田 昌宣
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 下地 明友
論 文 審 査 委 員	(副査) 熊本学園大学教授 豊田 謙二
論 文 審 査 委 員	(副査) 立教大学名誉教授 淡路 剛久

内容の要旨

これまで水俣病の被害者は、同じく医学的に水俣病と診断される者であっても、公害被害補償体系ならびに種々の救済制度により、補償給付や医療・介護給付に違いがある。1956 年水俣病が公式に確認されてから既に 59 年が経過し、胎児性・小児水俣病患者の多くは 50 歳後半以上の年齢となり、加齢に伴い障害が重度化しており、家族内でのケア体制が困難になっている。そこで、本論文では補償・救済制度の課題を明確化し、地域で自立生活を送るために当事者に必要とされる社会福祉的ケアの構築と、その条件を明らかにしようとしたものである。

水俣病患者の存在と被害のありようを前提としつつも、なお未解明な点、とくに家族内に複数の水俣病患者がいる公害被害者の社会福祉的ケア課題を明らかににすることは、高齢化が進む被害者にとって喫緊の課題である。

そのため、水俣病事件史を踏まえ、胎児性・小児性水俣病患者の実態、補償・救済制度の検証を行い、なかでも、第一号患者といわれる田中実子さんとその家族のケーススタディをふまえた実態解明から、患者たちが利用しうる被害補償制度、障害者福祉サービス、介護サービスなどの検証を行なった。

最後に現行の補償・救済制度および社会福祉的施策による患者及び家族の生活保障が量的面においても質的にも限界を述べ、この状況を脱するための手立て、社会福祉的ケア

の提言を行った。の大きな柱は、水俣病の解決である。その時その時の救済策ではなく、根本的な解決が必要なのである。そのために何をすべきなのか、これまで多くの被害者が上げてきた声を受け止めることから始めなければならない。

第1章では、胎児性・小児性水俣病患者が水俣病事件史においておかれた状況と行政における「胎児性・小児性水俣病」に至る経過、水俣病の被害者の闘いの中で果たした役割を検証した。その結果、初期は、原因究明のための調査対象として存在していたことが明らかになった。また、水俣病の被害が認定制度によって重度の被害者しか救済できていないこと、医学的にも、数量的にも、時期的にも不明であることも確認した。その上で胎児性・小児性水俣病の底辺の問題について、既存の認定制度では救済できないため、環境病跡学による疫学的診断方法によって被害の実態を解明し得ることを明らかにした。

第2章では、水俣病にかかわる被害補償・救済制度とその社会的背景を整理し、患者が必要とするものと諸制度が提供するものとの乖離を明確にした。

第3章では、水俣病の被害の地域集積性及び家族集積性につき、疫学データの活用と地域マッピング作業を通して、水俣病の発生機序を明らかにし、なかでも田中実子さんのケースに着目して詳細な検討を行った。そのことで水俣病のような公害では、地域と家族が脆弱性であることを明らかにした。

第4章では、第一号患者といわれる田中実子さんとその家族のケーススタディをふまえた実態解明から、胎児性・小児性水俣病といっても、医学的な病像・症状の多様性があるだけではなく、地域、家族の状況、諸制度の利用状況によって、被害のあり方が多様であることを示した。また、公式確認からこれまでの介護の状況、医療受診状況も併せて明らかにし、制度利用抑制のメカニズムについても検証を行った。

第5章において、上記の議論をふまえて、医学上の水俣病が行政的水俣病へと転化する過程を明確にし、家族内に複数の被害者がいる患者家族への被害補償および社会福祉にかかわる諸制度の限界を明らかにした。

終章で、胎児性・小児性水俣病患者の被害の多様性を踏まえ、社会福祉的ケアの構築を提言した。

審査結果の要旨

(論文の主題)

胎児性・小児性水俣病の患者の生活の実態を通して被害の多様性を明らかにするとともに、

本人の高齢化ならびに家族構成の変容等に着目して、今日の胎児性・小児性水俣病の当事者が自立した暮らしを送るための条件を明らかにする。なかでも、第一号患者といわれる田中実子さんとその家族のケーススタディをふまえた実態解明から、患者たちが利用しうる被害補償制度、障害者福祉サービス、介護サービスなどの検証を行ない、求められる社会のあり方への示唆を得ることである。

（論文の概要）

本論文は、序章および五つの章で構成されている。

序章では研究の課題と方法が開示された上で、先行研究が検討される。

第1章は「胎児性・小児性水俣病とは」と題されており、胎児性・小児性水俣病とはいかなる問題であるのかを研究史をふまえて概観する。まず、胎児性水俣病の発生と公式認知から1980年代の判断条件といわれる行政的認定基準の決定に至る歴史的経過を総括し、医学面からの胎児性水俣病の定義及びその問題を検討する。ついで、このような制度から漏れる水俣病の事例をふまえた問題の呈示がなされる。

第2章「水俣病にかかわる補償、救済措置とその社会的背景」では被害補償・救済制度とその歴史的発展と社会的背景を整理し、現行の錯綜した水俣病被害補償ならびに救済制度の検討が法律や通知等の資料に基づき解明される。ついで患者が利用しうる社会福祉施策が紹介されている。そこで患者が必要とするものと諸制度が提供するものとの乖離を明確にした。

第3章「水俣病被害の家族集積性と地域集積性」においては、1960年の住宅地図を活用して患者発生の地域マッピング作業を行い水俣病被害の地域集積性を実証するとともに、家族樹形図を作成し水俣病被害に関わる情報を盛り込んだ水俣病被害ジェノグラムを作成し、水俣病発生の家族集積性を可視化するとともに、この二つの作業と疫学データの活用を通して、水俣病の発生機序を明らかにし、事象での事例検討の問題構造を示した。

第4章「胎児性・小児性水俣病被害の多様性」では、水俣病発生の公式確認のきっかけとなった田中実子さんのケースに着目して詳細な検討を行っている。胎児性・小児性水俣病といっても、医学的な病像・症状の多様性があるだけでなく、地域、家族の状況、諸制度の利用状況によって、被害のあり方が多様であることを、患者及び家族の状況や病状の経年的な変化を詳細に追跡することによって示した。ここでは外形的には重度心身障害を有する患者本人が明瞭な意志を持って介護利用や人間関係形成を行なっていることも実証的に示されている。

第5章「諸制度の果たした役割とその限界」において、上記の4つの章の議論をふまえて、医学上の水俣病が行政的水俣病へと転化する過程を明確にし、被害補償および社会福祉にか

かわる諸制度の評価と今後の課題を示した。

終章「社会福祉的ケアの課題と将来への展望」が本論文の到達点と結論を明らかにしており、現行の補償・救済制度および社会福祉的施策による患者及び家族の生活保障が量的面においても質的にも限界があり、そのことは水俣病に留まらず、種々の公害病やハンセン、HIV等にも共通性を有する普遍的課題ではないのかと提起されている。

（論文の評価）

胎児性水俣病の研究は原田正純氏の調査研究を嚆矢とする。その研究は神経医学的研究であり、発生機序や病態を解明し、胎児性水俣病の発生を立証したものであった。とはいえ、時代の制約もあり、被害者の救済については医学以外の対応が必要と記述されているにとどまり、社会的側面を持つ水俣病の被害の解明、医学・医療の範囲を超えた患者本人や家族の実情とそのケアの課題にまでは射程が及んでいない。

本研究はそうした問題意識を継承し、胎児性水俣病患者の補償・救済のあり方の制度的検討、田中実子さんという第一号患者およびその家族の生活および生活誌に立入り、必要とされるケアについて実情と課題を明らかにしたものである。

胎児性水俣病に関する研究調査自体が少ないばかりか、被害者およびその家族に内在した調査研究が稀な中で、主題の設定ばかりか調査の実施、およびその成果に関しては貴重なものと判断される。

第二に、「社会福祉的ケア」という問題圏の設定は、制度化された介護と当事者およびその家族が必要とするケアとの交錯点を解明しようとするものであり、胎児性水俣病患者の実例において克明に記録・記述し、問題と課題を明らかにしたことは高く評価される。とくに、なかなかアプローチ困難な水俣病患者宅に10年以上にわたって信頼関係を構築し、発表までたどり着いたこと自身が評価されるべきものである。

第三に、制度的な解明において被害の補償が、既存の損害賠償の枠組みではカバーし得ないことを明らかにし、家族も含めた継続的なケアの必要性和可能性を明らかにした。そのことは被害当事者のケアを受けながら自立するという社会的ケアの課題に迫るものであり、実証したことは高く評価される。

ただし、いくつかの問題もまた指摘される。叙述において、問題の所在に明確に覚知していながら自覚的に表現で規定内転や、概念的記述が脆弱な表現にとどまっている箇所が残っており、改善が可能である。また賠償の枠を超えた社会福祉的ケアの課題について、社会福祉制度全体の改善を図るのかあるいは賠償の体系に組み込むような制度改変を求めるのかについていささか不明瞭であった。この点は障害者としての水俣病患者と被害者としての水

俣病患者の2つの側面を反映する問題であり、本論文の第1章でも触れられているところであるが、深めきっておらず今後の課題として残された。

こうした課題を残しつつも本研究は、胎児性水俣病患者の田中実子さんおよびその家族に関する重厚な記述に基づく分析がなされており、水俣学研究の観点からも高く評価すべきものであり、博士（社会福祉学）の学位に相当するものと評価する。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 花 田 昌 宣

副査 熊本学園大学教授 下 地 明 友

副査 熊本学園大学教授 豊 田 謙 二

副査 立教大学名誉教授 淡 路 剛 久

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 14 号

平成 28 年 6 月 1 日発行

発行 熊本学園大学

編集 熊本学園大学大学院事務室
〒862-8680

熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号

電話番号 096 (364) 5161